

## 令和7年9月高浜市議会定例会会議録（第5号）

日 時 令和7年10月23日午前10時  
場 所 高浜市議場

### 議事日程

- 日程第1 議案第54号 高浜市職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部改正について  
議案第56号 市道路線の認定について  
議案第57号 令和6年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について  
議案第58号 高浜市老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部改正について  
議案第59号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第6回）  
議案第60号 令和7年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）  
議案第61号 令和7年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第1回）  
議案第62号 令和7年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第1回）  
議案第63号 令和7年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第3回）  
議案第64号 令和7年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）  
認定第1号 令和6年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について  
認定第2号 令和6年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第3号 令和6年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第4号 令和6年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第5号 令和6年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第6号 令和6年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第7号 令和6年度高浜市水道事業会計決算認定について  
認定第8号 令和6年度高浜市下水道事業会計決算認定について  
日程第2 議案第65号 工事請負契約の変更について  
日程第3 議案第66号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第7回）  
日程第4 意見案第1号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	橋 本 友 樹	2番	荒 川 義 孝
3番	神 谷 直 子	5番	野々山 啓
6番	今 原 ゆかり	7番	福 岡 里 香
8番	岡 田 公 作	9番	長谷川 広 昌
10番	北 川 広 人	11番	鈴 木 勝 彦
12番	柴 口 征 寛	13番	倉 田 利 奈
14番	黒 川 美 克		

欠席議員

な し

説明のため出席した者

市 長	杉 浦 康 憲
副 市 長	深 谷 直 弘
教 育 長	岡 本 竜 生
企 画 部 長	野 口 恒 夫
総合政策グループリーダー	榎 原 雅 彦
総合政策グループ主幹	原 田 優
総 務 部 長	杉 浦 崇 臣
財務グループリーダー	平 川 亮 二
市 民 部 長	岡 島 正 明
福 祉 部 長	竹 内 正 夫
こども未来部長	磯 村 順 司
こども育成グループリーダー	板 倉 宏 幸
文化スポーツグループリーダー	鈴 木 明 美
都 市 政 策 部 長	杉 浦 瞳 彦
学校経営グループリーダー	清 水 健

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	内 藤 克 己
主 任	立 花 容史枝
主 事	大 岡 靖 治

議事の経過

○議長（神谷直子） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどお願い申し上げます。

---

午前10時00分開議

○議長（神谷直子） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。

初めに、10月16日に議会運営委員会が開催されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、北川広人議員。

〔議会運営委員長 北川広人 登壇〕

○議会運営委員長（北川広人） おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

去る10月16日に委員全員出席の下、議会運営委員会を開催し、市長より議案第65号及び議案第66号が追加提出され、説明を受けた後、その取扱いについて検討しました。

その結果、本日日程を追加し、上程、説明、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決の順序で行うことになりました。

また、議員提案いたします意見案第1号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の取扱いについて検討しました結果、本日日程を追加し、上程、説明、質疑、討論、採決を行うことに決定いたしました。

皆様の御協力を申し上げ、報告とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

〔議会運営委員長 北川広人 降壇〕

○議長（神谷直子） ただいま議会運営委員長から御報告がありましたとおり、本日の議事日程は、議案第65号、議案第66号及び意見案第1号、以上3件を追加し、お手元に配付しております日程表のとおりといたします。

これより本日の日程に入ります。

---

○議長（神谷直子） 日程第1 常任委員会及び決算特別委員会の付託案件を議題とし、付託案件について各委員長の審査結果の報告を求めます。

総務建設委員長、荒川義孝議員。

〔総務建設委員長 荒川義孝 登壇〕

○総務建設委員長（荒川義孝） おはようございます。

御指名をいただきましたので、総務建設委員会の報告を申し上げます。

去る10月15日午前10時より、委員全員と市長をはじめ関係職員出席の下、付託された議案7件について審査をいたしましたので、その経過の概要と結果について報告申し上げます。

議案第54号 高浜市職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部改正について、質

疑はありませんでした。

議案第56号 市道路線の認定について、委員より、全て開発に伴う帰属の道路かとの問い合わせに、今回全て開発に伴う道路の帰属を認定いただくとの答弁でした。

議案第59号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第6回）について、委員より、コミュニティバス運行事業について増額になった内容はとの問い合わせに、地域公共交通活性化タクシー助成金の増額の補正について、高浜市地域公共交通活性化共通チケット事業実施要綱の第7条に基づき、タクシー事業者に対し、使用された共通チケットの額面金額に相当する金額を支払うものであり、当初の見込みよりも利用が多くタクシーを利用されたことにより、予算不足が見込まれるためとの答弁でした。

議案第60号 令和7年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）について、委員より、過誤納保険税還付金はどのような場合に発生するのか。また、増額となった理由はとの問い合わせに、過誤納保険税還付金は国保税を払い続けていた方が遡って国保資格を喪失したり、住民税が未申告の方が申告したことにより所得がゼロとなった場合、保険税が軽減されるなど、過去の国保税に減額更正を行うことで過誤納保険税還付金が発生する。増額の理由は、当初の見込みより還付金が多く発生し、予算が不足することが見込まれたため補正予算を計上したとの答弁でした。

議案第61号 令和7年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第1回）については、質疑はありませんでした。

議案第62号 令和7年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第1回）については、質疑はありませんでした。

議案第64号 令和7年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）についても質疑はありませんでした。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありませんでした。

採決の結果を申し上げます。

議案第54号、議案第60号、議案第61号、議案第62号、議案第64号、いずれも挙手全員により原案可決、議案第56号、議案第59号、いずれも挙手多数により原案可決。

以上が、総務建設委員会に付託された議案に対する審査の経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので御覧ください。

以上、委員長報告とさせていただきます。

〔総務建設委員長 荒川義孝 降壇〕

○議長（神谷直子） ただいまの総務建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 質疑もないようですので、次に、福祉文教委員長、今原ゆかり議員。

[福祉文教委員長 今原ゆかり 登壇]

○福祉文教委員長（今原ゆかり） おはようございます。

御指名をいただきましたので、福祉文教委員会の御報告をさせていただきます。

去る10月16日午前10時より、委員全員と市長をはじめ関係職員出席の下、付託されました議案3件について審査をいたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第58号 高浜市老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部改正について、質疑はありませんでした。

議案第59号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第6回）について、委員より、元気高齢者応援事業に関して、全世代楽習館の跡地については市の内部での協議を経て売却方針とされたとのことだが、今後どのようなスケジュール感で進めていくのかとの問い合わせに、建物の解体後、跡地活用の検討を行ったが、現時点では市が新たな公共施設を建設する予定はない。早期に売却、歳入確保につながるよう、確定測量及び地籍更正、登記を行っていくと答弁。

他の委員より、たかはまこども園駐車場等用地整備工事費の工事期間は、いつからやつていつ終わるのか、そこの安全対策はどうなっているのかとの問い合わせに、御可決いただいてから入札の手続を行うので、契約自体が12月頃になるだろうと考えている。工期的には大体1か月ぐらいなので、年内に工事が完了すると考えている。間口を広げるに当たり、入口が一時期使えなくなるので、その際には今の駐車場の部分を通行するような形で通行、運営に支障がないように安全対策についても、誘導灯をつけることを考えていると答弁。

議案第63号 令和7年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第3回）について、質疑はありませんでした。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありませんでした。

採決の結果を申し上げます。

議案第58号、議案第59号、議案第63号、いずれも挙手全員により原案可決。

以上が、福祉文教委員会に付託された議案に対する審査経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので御覧ください。

以上で、委員長報告とさせていただきます。

[福祉文教委員長 今原ゆかり 降壇]

○議長（神谷直子） ただいまの福祉文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

[発言する者なし]

○議長（神谷直子） 質疑もないようですので、次に、決算特別委員長、長谷川広昌議員。

[決算特別委員長 長谷川広昌 登壇]

○決算特別委員長（長谷川広昌） 御指名をいただきましたので、決算特別委員会の御報告を申し上げます。

本会議より付託されました案件は、議案第57号並びに認定第1号から認定第8号まででございます。

委員会は10月7日から9日までの3日間開催し、1日目は正副委員長の選出を行い、委員長には私、長谷川広昌、副委員長には橋本友樹委員が選出されました。

委員会記録の署名委員には、橋本友樹副委員長を指名いたしました。

現地調査については、港小学校の小学校長寿命化改良事業に係る港小学校プール解体等工事の視察、証憑等書類の審査については、午後1時より行いました。

2日目は、認定第1号、歳出の4款衛生費までの質疑を行いました。

3日目は、認定第1号、歳出の5款労働費以降及び議案第57号並びに認定第2号から認定第8号までの質疑を行い、質疑終了後、採決を行いました。

主な質疑の概要を御報告申し上げます。

認定第1号 令和6年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について。

まず、一般会計全体について、委員より、令和6年度決算について、財政担当はどのような評価をしているのかとの問い合わせに、非常に引き続き大変厳しい財政運営になったと考えているが、子育て、教育環境の整備など重点施策には必要な財源を確保し、実行できたとの答弁がありました。

次に、歳入について。

1款市税については、委員より、資本金10億円以上の大企業を対象とした法人税割の不均一課税を導入する考えはあるのかとの問い合わせに、導入する考えはないとの答弁がありました。

2款地方譲与税については、質疑ありませんでした。

3款利子割交付金については、質疑ありませんでした。

4款配当割交付金については、質疑ありませんでした。

5款株式等譲渡所得割交付金については、質疑ありませんでした。

6款法人事業税交付金については、委員より、法人市民税の税率の引上げとどのような関連があるのかとの問い合わせに、法人市民税の税率の引き下がった一部がこの交付金として本市に交付されるとの答弁がありました。

7款地方消費税交付金については、質疑ありませんでした。

8款環境性能割交付金については、質疑ありませんでした。

9款地方特例交付金については、質疑ありませんでした。

10款地方交付税については、委員より、不交付になった見解はとの問い合わせに、基準財政需要額より基準財政収入額のほうが上回り、不交付となった。基本的に国から出されるいろいろな数字を基に算出されるので、行政にできることには限りがあると思うとの答弁がありました。

11款交通安全対策特別交付金については、委員より、過去5年間の交通事故発生件数はとの問い合わせに、交通事故のうち、人身事故の発生件数が当該交付金の算定基礎となるため、人身事故の件

数を申し上げると、令和5年度は123件、令和4年度は121件、令和3年度は121件、令和2年度は126件、令和元年度は133件との答弁がありました。

12款分担金及び負担金については、質疑ありませんでした。

13款使用料及び手数料については、委員より、五反田グランドの倉庫が1台免除になっている理由はとの間に、サッカー協会の所有する倉庫であり、市のスポーツ振興に資する公益的な活動をしているということで免除しているとの答弁がありました。

14款国庫支出金については、委員より、住宅費補助金が前年度に比べ大きく増加しているのはなぜかとの間に、社会資本整備交付金を活用して市営住宅の改修工事に充てたためとの答弁がありました。

15款県支出金については、質疑ありませんでした。

16款財産収入については、委員より、不動産貸付収入が増加した理由はとの間に、湯山町の高浜豊田病院の運営用地の貸付収入が新たに発生したことや、稗田町の旧高浜分院跡地において高浜豊田病院の職員へ駐車場として貸し付け、有効活用を図ったためとの答弁がありました。

17款寄附金については、委員より、ふるさと応援寄附金について、前年度に比べ増加している理由はとの間に、PRを努力したとともに令和6年8月頃から日本全体が米不足となり、米の返礼品が増加したためとの答弁がありました。

18款繰入金については、質疑ありませんでした。

19款繰越金については、質疑ありませんでした。

20款諸収入については、委員より、資源ごみ回収収益金が減少した理由はとの間に、資源物の買取り単価が下落したためとの答弁がありました。

21款市債については、委員より、令和6年度の起債の一覧があるが、借り入れず、一般財源で行うものはあるのかとの間に、少額なものについては一般財源で対応するとの答弁がありました。

次に、歳出について。

1款議会費について、質疑ありませんでした。

2款総務費については、委員より、広報広聴活動費について、高浜市市勢要覧の冊子を作成せず、ホームページのデジタル対応のみであったのかとの間に、500部印刷を行ったとの答弁がありました。

他の委員より、マイナンバーカードについて、令和6年度末までの交付枚数はという間に、4万4,156枚との答弁がありました。

他の委員より、テレワークシステムの運用について、令和6年度にテレワークを利用した職員数と日数はとの間に、人数は約50名、日数は212日との答弁がありました。

3款民生費については、委員より、居宅介護支援対策事業の居宅介護支援券について、委託金

額の内訳はとの問い合わせに、紙おむつなどの介護用品が1,158万1,100円。理美容に関するものが393万2,700円。寝具洗濯乾燥については11万3,600円。家事援助や移動支援等々が45万1,400円。社会福祉協議会への委託事業費が136万9,068円との答弁がありました。

他の委員より、いきいき広場運営事業について、骨伝導集音器の利用実績と利用対象者の実態調査は実施したのかとの問い合わせに、利用実績はなし、利用実態把握等も行っていないとの答弁がありました。

4款衛生費については、委員より、廃棄物処理事業について、資源ごみ分別収集特別拠点の開設日や時間の拡大についてどのような検討をしたのかとの問い合わせに、地域の資源回収拠点の見直しと併せて、今後検討していくとの答弁がありました。

他の委員より、妊娠出産包括支援事業について、産後ケア事業費用助成が昨年度に比べ、およそ倍増しているのはなぜかとの問い合わせに、令和6年度より日帰り、宿泊型に加え、訪問型を追加したためとの答弁がありました。

5款労働費については、質疑ありませんでした。

6款農林水産業費については、委員より、地域農政総合推進事業に係る特産物開発プロジェクトについて、でか落花生料理加工講習会を活発に行っていたが、商品化などに向けた取組はしていくのかとの問い合わせに、今後どのような活用ができるのか関係者の皆様と調整をしていくとの答弁がありました。

7款商工費については、委員より、コミュニティバス運行事業について、車両2台で運行しているが支障はなかったのかとの問い合わせに、大きな苦情等なく順調に運行しているとの答弁がありました。

8款土木費については、委員より、自転車のヘルメット購入補助金について、何年か継続して補助金を交付しているが、有効的なものとなっているのかとの問い合わせに、補助金を4年間継続しているが、ヘルメットは事故が起こった際の交通安全対策で一番重要だと考えているとの答弁がありました。

9款消防費については、委員より、広域消防事業について、衣浦東部広域連合に係る消防職員の増員の要望や確保策はどうなっているのかとの問い合わせに、市からは人員の増員要望はしていない。あくまで衣浦東部広域連合のほうで人員の採用計画、確保について協議、検討しているとの答弁がありました。

10款教育費については、委員より、不登校出現率が全国と比べ多いがどのように分析しているのかとの問い合わせに、不登校は増加傾向にあり、不登校に関わる問題は多様化し、難しくなってきているが、個々の状況に合わせて丁寧に寄り添い、不登校支援を継続していくとの答弁がありました。

他の委員より、教職員研修事業について、学校への訪問者に対する安全確保、不審者侵入はど

う対策しているのかとの問い合わせに、不審者対応の避難対策については、警察の方を呼んで訓練をしている。また、不審者対応に使う備品なども各学校の実情に合わせて購入しているとの答弁がありました。

11款災害復旧費については、質疑ありませんでした。

12款公債費については、質疑ありませんでした。

13款諸支出金については、質疑ありませんでした。

14款予備費については、質疑ありませんでした。

認定第2号 令和6年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員より、マイナ保険証に加入し、利用している人の割合はとの問い合わせに、令和7年7月現在で登録者数は4,702人、登録率は約70%との答弁がありました。

認定第3号 令和6年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定については、委員より、先行取得した土地を土地取得費特別会計に計上するのかとの問い合わせに、用地を取得していく会計でもあるため、資産を処分するまでの間、暫定的にその土地の有効活用を図り、貸付収入を計上しているとの答弁がありました。

認定第4号 令和6年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員より、公共駐車場施設整備基金積立金が743万4,000円とあり、基金積立事業との金額の乖離があるがなぜかとの問い合わせに、基金積立金事業には42万1,119円の基金利子も計上しているためとの答弁がありました。

認定第5号 令和6年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員より、介護サービス相談員派遣等事業について、訪問箇所数が前年度より減少しており、一方で訪問回数は増加しているがその理由はとの問い合わせに、箇所数については令和6年度にデイサービスが1か所閉鎖しているため。また、回数については年度により、少しばらつきが生じるとの答弁がありました。

他の委員より、令和6年度の障害者控除対象者認定書の発行数はとの問い合わせに、92件との答弁がありました。

認定第6号 令和6年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員より、後期高齢者医療推進事業について、保険料の滞納がある方への資格確認書の交付をどのように取り扱っているのかとの問い合わせに、更新の際、一斉交付は行わず、窓口に来て納付相談していくだけようにしているとの答弁がありました。

議案第57号 令和6年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、及び、認定第7号 令和6年度高浜市水道事業会計決算認定については、委員より、年間総有収水量が1万5,178立方メートル減少した理由はとの問い合わせに、給水人口の減少に加え、節水意識の向上や節水機器が普及したためとの答弁がありました。

認定第8号 令和6年度高浜市下水道事業会計決算認定については、委員より、水洗便所改造資金融資あっせん制度の利用件数はとの問い合わせに、2件との答弁がありました。

次に、採決の結果を申し上げます。

議案第57号、挙手全員により原案可決、認定第1号、挙手多数により原案認定、認定第2号、挙手多数により原案認定、認定第3号、挙手多数により原案認定、認定第4号、挙手全員により原案認定、認定第5号、挙手多数により原案認定、認定第6号、挙手多数により原案認定、認定第7号、挙手多数により原案認定、認定第8号、挙手多数により原案認定。

以上が、審査過程の概要と採決の結果であります。

なお、審査の詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので御参照ください。

以上で、委員長報告を終わります。

[決算特別委員長 長谷川広昌 降壇]

○議長（神谷直子） ただいまの決算特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

[発言する者なし]

○議長（神谷直子） 質疑もないようですので、委員長報告並びに質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

議案第56号、反対討論。

13番、倉田利奈議員。

[13番 倉田利奈 登壇]

○13番（倉田利奈） 議案第56号 市道路線の認定について、反対意見を申し上げます。

今回の市道路線の認定については、6路線あり、いずれも開発行為による帰属の道路であるという説明がありました。住宅の建設を目的とし、土地の形状や性質の変更を行う開発行為により道路を新たに造り、それを市道路線として認定する議案となります。開発行為は、様々な法令に基づき行われなければなりません。

今回、特に私が問題としたのは、論地30号です。ここに新たに造られた道路の起点は、県道に接した道路となっており、論地3丁目交差点までの距離が30メートルあるかないかという場所です。この道路は法定速度が時速60キロであることから、新たに交差点をつくる場合は交差点の停止位置から120メートル以上離さないといけません。信号機がある大きな交差点に近い場所に新たに交差点をつくると交通事故を起こしやすく、大変危険な道路の設置となります。

このような場所に交差点ができるのを警察が協議の中で簡単に許可をするのか不思議であつたため、総務建設委員会において警察協議がされていたのかお聞きしたところ、開発行為の事前協議といたしまして、警察との交差点の協議は行っておりますが、日にち等につきましては、今、資料のほうは持っておりますという答弁でした。

しかし、私が実際、碧南警察署に確認したところ、担当の警察官は高浜市及び開発事業者と協議をしたことは全くないという回答でした。その上、私の話を聞いて初めてこの場所に新たな道路が建設されたことを知ったというお答えでした。これはどういうことなのでしょうか。

また、北屋敷11号及び中新田小中根2号線においては、幹線道路までの開発地域外道路が規定の4メートルない場所がありました。愛知県では、開発行為申請は書類が整っていれば許可されます。現地を確認することができないため、誤った記載があっても許可が下りてしまうことが、この間、分かってきました。安心・安全なまちをつくることに、我々議員は寄与しなければなりません。それなのに、危険を伴う道路の認定を私たちが行っていいのでしょうか。

以上、反対討論といたします。

[13番 倉田利奈 登壇]

○議長（神谷直子） 議案第56号、賛成討論。

10番、北川広人議員。

[10番 北川広人 登壇]

○10番（北川広人） それでは、議長のお許しをいただきましたので、議案第56号 市道路線の認定について、市政クラブを代表して賛成の立場で討論をさせていただきます。

残念ながら、ただいま反対討論を伺ったところ、討論に値するような内容ではありません。なぜならば、今回のこの議案は、市道認定ということで議会に議決を求められているものであります。道路として認定するかどうかということが、議会は一つも聞かれておりません。愛知県が許可権者である中で、委員会の中においても開発行為が完了しているもの、完了報告されているものについて、議案の範疇を超えてその完了までの段階に疑義があるからというような難癖をつけているとしか言いようのない質疑が相次いでおりました。

さらには、愛知県西三河事務所がずさんであるとか根拠のないことも言われておりましたけれども、我々高浜市議会としては、市に帰属される道路を市道として認定するかどうかを尋ねられているものでありますので、しっかりとこれに関しましては、開発行為を含めて愛知県の許可を信じて市道認定をしていきたいというふうに思いますので、皆さん方の御賛同を賜りますようお願いを申し上げまして、賛成討論とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

[10番 北川広人 登壇]

○議長（神谷直子） 議案第59号、反対討論。

13番、倉田利奈議員。

[13番 倉田利奈 登壇]

○13番（倉田利奈） 議案第59号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第6回）について、反対意見を申し上げます。

今回の補正予算で、前年度繰越金が7億3,771万3,000円となることが確定いたしました。財政

調整基金は、補正予算ではマイナス5億4,779万2,000円ですが、それでも貯金を7億8,065万2,000円取り崩すこととなっています。そして、9月補正予算後の予算を予定どおり100%執行した場合の現時点での実質単年度収支は、マイナス13億7,022万円であることが答弁で判明いたしました。

3月議会において、私が予算を100%執行した場合の実質単年度収支をお聞きしたとき、総務部長は反問権行使し、出しが分からないんですけど、倉田さん、ぜひ教えていただきたいと思うんですが、お願いしますと発言されました。また、吉岡前市長は、私が実質単年度収支を説明したにもかかわらず、それは実質単年度収支って言わないんですよね、できなですよね、できないっておっしゃってくださいと強く主張されました。実質単年度収支が算出できないことは到底あり得ないのですが、今回初めて実質単年度収支のお答えがありました。やっと正常な御答弁をいただけるようになったと思います。ただ、繰越金と財政調整基金の差額が4,293万9,000円にもかかわらず、実質単年度収支がマイナス13億7,000万円以上あるということは、身の丈に合った予算ではなかったということが明らかです。

このように、財政があまりにも厳しい状況にもかかわらず、たかはまこども園駐車場等用地整備工事費の増額補正が計上されております。たかはまこども園西側の土地は、令和2年9月議会において、こども未来部長は、5年以内、5年後も含めて速やかに何かをこの土地を使う予定は今のところございませんと答弁していました。しかし、土地開発公社が3,757万1,400円で土地を購入し、その後、市が3,818万8,155円で買い戻し、令和6年度にたかはまこども園駐車場等整備工事費として797万3,000円が計上され、今回整備工事費233万4,000円がさらに増額されています。たかはまこども園側からこの土地についての申入れもなく、また、こども園の東側には送迎用の駐車スペースがあり、駐車場からこども園への送迎用の門も新たに整備がされ、設置が終わっていることから、いまだ駐車場の必要性について理解ができません。結局、この土地の購入から今回の補正予算による工事費まで、総額約5,000万円の公金が充てられることになります。

令和2年9月議会において、内藤とし子議員が、必要な土地であるなら一般会計で購入してすぐ活用すべきところを、なぜ土地開発公社が先行取得するのか問うたところ、当時の副市長は、将来的な費用の平準化のために、一旦、土地開発公社で買って、その後の税収の状況を見て判断したいということで、その辺の判断は先送りをしたということありますと答弁しました。この答弁からも、現在の財政状況において整備が必要なのでしょうか。

ちなみに、令和2年度決算時においては、財政調整基金は20億円ありました。また、乗り入れ口の間口を広げるに当たり、事前に関係機関と十分な調整をした上で予算を組むべきところ、それを行わなかつたために今回のような補正予算が出てきております。

また、後期高齢者医療事業の療養給付費負担金については、前々年度の給付費を基に予算が計上されており、その伸び率については考慮されていないことが判明しました。半年でこのような

補正予算を組まなければならないということはあってはならないことです、あえて当初予算を低く見積もっていると疑われかねません。今後は伸び率を考慮することを検討するという答弁がありました。このような事態に今後はならないよう、令和8年度の予算計上は実態に即した予算となることを指摘しておきます。

また、コミュニティバス運行事業における補助金、地域公共交通活性化タクシー助成金の増額補正については、チョイソコへの乗車希望の方の予約が取れず、やむを得ず共通券でのタクシー利用が増えているのかどうか検討していただき、チョイソコのよりよい運行を目指していただきたいことを申し添え、反対討論といたします。

[13番 倉田利奈 登壇]

○議長（神谷直子） 議案第59号、賛成討論。

1番、橋本友樹議員。

[1番 橋本友樹 登壇]

○1番（橋本友樹） それでは、議長のお許しをいただきましたので、市政クラブを代表し、議案第59号 高浜市一般会計補正予算（第6回）について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、たかはまこども園駐車場等用地整備工事費についてでございます。

今回、増工にない費用が増えたことは、知立建設事務所により技術基準の指導があつたためであり、これを拒否するといった選択は考えられません。当然、この予算を増やすものであることは必然であると考えております。今回、たかはまこども園駐車場等の用地整備ということで計上されておりますが、現地は高浜小学校、そしてたかぴあを利用する方の駐車場の出入口となっております。ここの間口を広げるということは、その駐車場施設を利用される方の利便性が大きく生かされるというかよくなることだと考えております。先日も多分小学校のみどりの学校だと思うんですが、観光バスが駐車場に入る際、大変苦労されている様子を目にいたしました。今回の増工で、この間口が広がることで利便性が向上し、ひいては安全性も向上するものと考えております。

次に、公園等整備工事費について。

これは本年2月17日に発生した火災によって使用できなくなった丸畠公園のトイレの改修工事、機能回復工事に合わせ、公共下水道への接続、そして和式便器を洋式便器に変更する等の利便性を図る工事も含まれており、いわばリニューアル工事でとあると言えます。公園のトイレは、公園を利用する方をはじめ多くの方が利用し、これを現状のまま使えないままにしておく、また廃止を考えるというのではなく、快適に利用できるようリニューアルすることには賛同するところであります。費用について、今回の原因者に賠償を請求すべきとの声もございましたが、今回の工事とは別で考えるべきであり、特に今回の原因者が未成年・少年であったことですから、

報告書にもあるとおり、少年の健全育成と更生を最優先に慎重に進めていただきたいと考えております。当該少年においても、自身が原因でトイレがなくなってしまうより、きれいに直ったトイレを目にすることが、少年自身の立ち直りにも役に立つものと考えております。

ほかにも今回の補正予算で多数上がっておりますが、決算額の確定、利用者の増などのことであり、反対する点は特にございません。

議案第59号 高浜市一般会計補正予算が成立することにより、行政が滞ることなく、速やかに施行されることのためにも、議員の皆様の賛成をお願いして、賛成の討論とさせていただきます。

[1番 橋本友樹 降壇]

○議長（神谷直子） 認定第1号、反対討論。

13番、倉田利奈議員。

[13番 倉田利奈 登壇]

○13番（倉田利奈） 認定第1号 令和6年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について、反対討論いたします。

本年6月に、財政調整基金、貯金の残高は4億9,600万円となりました。令和6年度決算の法人市民税は、特別な要因により前年度比7億1,370万円の増となりました。これがなければ、本市の財政は破綻していました。現在は、本定例会9月補正後の財政調整基金残高は、本来3月にする執行残等の減額を前倒しで行い、ようやく10億円をキープし、体制を保ちました。しかし、令和7年度予算を100%執行した場合のその年度の実質的な財政状況をより正確に表す実質単年度収支は、13億円以上の赤字とのことでした。依然、身の丈に合わない財政運営が続いています。

現在、令和8年度当初予算を編成していると思いますが、当初予算編成後の財政調整基金残高は幾らになるのでしょうか。過去5年間の当初予算編成時の財政調整基金の取崩し額の平均は7億8,500万円で、令和8年度当初予算編成において同様に7億8,500万円取り崩すと、財政調整基金残高は2億1,500万円となります。また、学校施設の長寿命化工事等に充当していた公共施設等整備基金の残高は現在約1億円となっており、今年度並みに1億1,760万円を取り崩すと、公共施設等整備基金残高は枯渇します。

このように、本市の財政運営は、まさに綱渡りで危機的な状況です。この財政的な危機状況は、現在、市民に全く知らされていません。

なぜ、このように危機的な財政状況になったのでしょうか。

令和6年度決算は、財政運営を危機的な状況にした直前の決算であり、令和6年度決算認定に当たり、まずこのような危機的な財政状況に陥った原因を冷静に分析することが必要です。当然、市民からも今後説明を求められることになるでしょう。

そこで、令和6年度決算を含め、これまでの財政運営の反省も含め、はっきりと反対討論をさせていただきます。

まず、令和6年度決算も含めた財政運営全般について申し上げます。

1つ目は、令和6年度決算までの複数年にわたる当局の財政運営に対する認識の甘さが財政危機を招いたということです。財政運営に対する無責任な対応、この危機的な状況は起こるべくして起きたということをまず御指摘しておきます。これまでも幾度となく指摘してきましたが、改めて財政を所管する総務部長の財政運営に対する認識の甘さが問題です。吉岡前市長も同様ですが、財政運営に対し、・・・・・・・・・・・・・・・・、わざと大きな声で威嚇するような私への敵意むき出しの答弁。今考えると、本質を突かれたからあのような態度で反論してきたのではないでしょうか。結果として、私の指摘してきたとおり、現在深刻な財政危機を迎える…

○議長（神谷直子） 倉田議員。討論の途中ですけれども、人をどうこうするような討論はやめてほしいですし…

[「取り消せ」と呼ぶ者あり]

○議長（神谷直子） 人をどうこうするような討論やめてほしいですし、討論のその議題の範疇以内でお願いします。よろしいですか。よろしくお願ひいたします。

○13番（倉田利奈） 議題の範疇でございます。6年度の決算に当たりましてですね…

○議長（神谷直子） 6年度の決算ですけれども、市長がどうこうのことは関係ないと思いますけど、その予算の立て方が決算の立て方が悪かったみたいな話の中ではいいですけど、その人をどうこうっていうことまで今おっしゃったので、ちょっとそこは違うと思います。

お気をつけください。いいですか。

[「議長、よろしいですか。」と呼ぶ者あり]

○議長（神谷直子） はい、どうぞ。

○13番（倉田利奈） 私は、事実の適示に基づいた私の意見を申し上げただけでございます。

それをおっしゃるなら、先ほど北川議員、私のことをそのように誹謗されたと思いますので、同じように公平公正な…

[「ぬれぎぬじやないか」と呼ぶ者あり]

[「議事進行をお願いいたします。」と呼ぶ者あり]

○議長（神谷直子） はい、どうぞ続けてください。

○13番（倉田利奈） さらに指摘しなければならないことがあります。それは、このような危機的な財政状況を招いたのは、総務部長自身による市民や議員を欺くような行為にあります。財政健全化を目指さなければならない立場にある総務部長が自らの勝手な判断で、行財政改革に着手する基準を変更し、行財政改革を先送りしたことです。令和4年度から行財政改革に着手すれば、令和6年度決算はその3年目となり、大きく財政は改善していたはずです。

その内容を具体的に申し上げます。

本市では、持続可能な財政運営を行うため長期財政計画を作成しています。その中で、持続的な財政運営をするため、行財政改革に着手する基準が示されています。令和3年3月策定の長期財政計画においては、財政調整基金が10億円を下回るときは、行財政改革に着手し、抜本的に経費の削減を図り、緊急に対応するとしていました。

しかし、令和4年3月策定の長期財政計画では、令和6年度と令和8年度に財政調整基金残高が10億円を下回る見通しが示されたにもかかわらず、行財政改革に着手しませんでした。それは、行財政改革に着手する基準を総務部長自身の判断で変更し、財政調整基金が継続的に10億円を下回ると見込まれるときは行財政改革に着手、と「継続的」にという言葉を付け替え、行財政改革を先送りするために書き換えたためです。こんな重要な変更が議員にも知らされず、こっそりと書き換えられていたのです。私は、財政運営を重要と考え、しっかりと長期財政計画を見てきたから発見できたのです。

私はこれまで長期財政計画の議員への説明を幾度となく求めてきましたが、一度も議員に説明されていません。議員に知られれば、予算に反対されると思ったのでしょうか。当初予算の審査は長期財政計画が成り立つことが前提で、このままの状態でも財政運営は危機的な状況に陥らないと議員に思わせてきたとさえ思います。この書き換えは市民に対する背信行為ではないでしょうか。

令和4年度に行財政改革に着手していれば、当時、吉岡前市長が推進していた大きな事業費を使った、かわら美術館・図書館事業を推進できなくなる。だから、あえて行財政改革を先送りしたとも考えられます。あまりにも時期が合致します。

さらに、令和5年3月策定の長期財政計画では、これまで記載のあった、かわら美術館等の見直し事業の記載が削除され、令和6年度、令和7年度、令和8年度に財政調整基金が10億円を下回ることが示され、令和6年3月策定の長期財政計画では、令和6年度、令和7年度、令和8年度に財政調整基金が10億円を下回ることが示され、さらに、本年3月の長期財政計画では、令和7年度、令和8年度、令和9年度、令和10年度、令和12年度に10億円を下回ることが示されています。

このような行財政改革を先送りする重要な字句の変更を総務部長自身の判断で行い、行財政改革を先送りした上に、厳しい財政状況の説明を議員や市民に対して行わなかったこと、挙句の果てに市の財政運営を危機的な状況に陥らせたこと、この責任は重いと考えます。

財政調整基金が10億円を下回るおそれが生じた令和4年度から行財政改革に着手していれば、緩やかな経費削減で対応できていたものも、この状況で経費削減を行えば市民サービスも大きく低下することが予測され、市民に大きな痛みを伴います。

私が一番心配しているのは、老朽化が進んでいる吉浜北部保育園、そして両中学校の老朽化対策が遅れ、子供が危険にさらされることです。令和4年度から行財政改革に着手していれば、か

わら美術館・図書館に令和5年度に2億5,555万円、令和6年度に1億9,367万円もの金額を使っていたでしょうか。また、図書館を分散する事業を進めていたでしょうか。公金を使う優先順位が明らかに違います。高校生年代までの通院医療費の無料化も4,000万円程度でできるのなら、かわら美術館・図書館事業を推進しなければ、令和6年度に実現できていたはずです。また、令和6年度決算ももっと絞り込みが進み、財政再建に資する決算を迎えていたと思います。近年の財政運営の状況及び今後の長期財政計画を一刻も早く市民や議員に示し、財政危機に至った原因や対策を速やかに明らかにしてほしいと思います。

このような前提の下で、令和6年度決算に対する反対する具体的な理由を述べます。

まず、歳入についてです。

目的外使用料についてです。これまで一般質問等において、公有財産の目的外使用について何回か質問をしてきました。なぜ、いまだに正式な手続ができていないものがあるのでしょうか。一度全部洗い出して適正な手続を進めるように指示を出せばいいだけのことをなぜ実施しないのでしょうか。いまだにフレンド公園等において適正な手續が取られていないことは問題です。市民の財産である公有財産の使用について、適正に使用料を徴収してください。

次に、歳出についてです。

先ほども申し上げましたが、美術館管理運営事業は令和5年度決算額2億5,555万4,914円に続き、令和6年度決算も1億9,367万1,843円の事業費が使われたことです。行財政改革に着手していれば、このような事業費が使われることもなかったと思います。企画展に909万円しか使われていないのなら、事業費は何に使われたのでしょうか。維持管理費、工事費及び光熱水費以外、以外の指定管理料に支払われた消費税も1,200万円余りとなり、消費税だけでも僅か8年余りで1億円を超える金額となります。直営にすれば、消費税分だけで何人の職員を雇えるのでしょうか。美術館と旧図書館の維持管理費も2,997万8,558円と、約3,000万円となっています。これについても、市が入札で行うことにより大幅に減額が可能になると考えます。また、駐車場として無駄に広い土地を借用していることも問題です。本来ならば、固定資産税が入ってくる土地です。行財政改革に着手していれば、このような無駄の多い事業費の使い方はなくなるはずです。

次に、ふるさと応援交付金の交付です。

11の市民団体に82万円が交付されていますが、この団体には既に別の交付金が市から交付されています。なぜ各種団体に対し、さらにふるさと応援交付金を上乗せして交付するのでしょうか。行財政改革に着手していれば、このような無駄な交付は是正されたはずです。制度の速やかな廃止を求めます。

次に、まち協への交付金です。

執行されずに残った交付金については、毎年度末に市へ返還をしてもらうべきではないでしょうか。返還しないのであれば、市が新たな交付金を出す前に、まち協自身の繰越金や基金積立金

を先に使ってもらうのが当たり前ではないでしょうか。行財政改革に着手していれば、市が交付金を出す前に繰越金や基金積立金を使ってもらっていたはずです。交付金の出し方の改善を求めます。

次に、南部ふれあいプラザの指定管理についてです。

南部ふれあいプラザは、議決を経て南部まちづくり協議会が指定管理をしています。指定管理は包括的な施設全体の委託であり、そこでの収支は指定管理報告書に記載されなければなりません。行政財産を使用して営利行為を行うことは、制度の趣旨に合いません。抜本的な改善を求めます。

NPO法人南部まちづくり協議会は法人格を有しており、営利事業を行い、利益を得ることができる団体です。こうした団体の事業所を公共施設に設置することは、問題があるのではないでしょうか。

次に、地域一括交付型の交付金についてです。

吉浜小学校区の交付金は1,099万円と、他の地区に比べて交付額が突出しています。主要施策成果説明書では交付団体が明記されていませんが、答弁の中で、人形小路の会に418万円が拠出されているとの答弁がありました。イベントを開催する団体に418万円もの公金が拠出されていますが、人形小路では役務手当が役員各位に支払われております。また、決算特別委員会で議員が質問しなくていいように、主要施策成果説明書に交付先及び交付額を明記するよう求めます。

次に、協働推進型の事業について、協働しているグループからの説明がありましたが、公益目的がしっかりとっていない事業や、継続して同一団体が事業を実施している事業が散見されます。審査会の厳格な審査をお願いしたいと思います。

また、多文化共生を推進するトレイディングケアについては、協働推進型で70万1,361円、地域日本語教育推進業務委託で620万1,500円、多文化共生コミュニティセンター運営事業で795万9,206円、多文化情報発信業務委託で49万5,000円、合わせて約1,500万円が支払われております。1つの団体に対して、このような幾種類もの交付金を支出することは問題です。

次に、高浜市電子クーポン事業についてです。

当初事業費6,398万6,000円を全て国費で賄う予定で、予定額に到達次第終了と告知されました。これがあろうことか終了のタイミングという大事な判断を市長に委ねることなく、当時の企画部長の判断で行い、結果として1,700万円を超える市費を使うことになりました。約6,000万円の事業費に対し、約3割の予算超過です。市費が市外の人にも使われたことも問題ですし、企画部長の誤った意思決定により、市に多大な損失をもたらしました。

次に、こども・若者会議の開催についてです。

アスクネットにこども・若者会議を運営委託し、39万500円を支出しております。4回開催し、延べ39人の参加です。1回当たり10人以下です。主にアスクネットが受託している生活困窮者世

帶への学習支援に参加している若者くらい少ない人数です。委託する理由や目的が分かりません。また、アスクネットへの学習等支援業務委託料が1,701万円と高額となっています。随意契約で競争性も働いていません。子供1人当たりの金額や積算内容について、再検討を求めます。

次に、町内会運営支援システムの町内会員までの運用についてです。

このシステムを導入しても回覧板とのダブルの運用となり、余計に町内会に負担をかけることになります。

次に、広報たかはまの配布についてです。

本年10月1日現在の町内会加入率は、45.2%と公表されています。町内会に加入している少数の方には広報紙を自宅まで届け、非加入の多数の方には広報紙を届けない。公平であるべき市民サービスに歪みが生じています。高浜市自治基本条例に定めるまちづくりの基本原則、情報共有の原則に反しませんか。防災やごみに関する情報、子育てや高齢者への情報が多数の市民に周知されないことで、結果として市民に分断を招き、行政情報が届かない方は不利益を被っているのではないかでしょうか。大多数の市民に大事な情報が届くように改善を求める

次に、公文書の公開に係る審査請求についての問題です。

高浜市長に令和3年3月1日に請求があった件について、いまだ答申が出ていないのはなぜでしょうか。市民の知る権利を侵していることになり、非常に問題です。対応が遅れているものへの早急な対応を求める

次に、マシンスタジオの運営委託についてです。

令和6年度予算特別委員会において、有識者から余剰金や前年度繰越金を鑑みると体力のあるNPO法人であると言えるため、委託料を算出する際に相手の言い値にならないよう注意する必要があるといった指摘があったとのことでした。このマシンスタジオの運営は市内に民間事業者が複数、現在は存在し、民業を圧迫していることや有識者の指摘のとおりであり、委託料の2,851万円はあまりにも高額です。行財政改革に着手していれば、このような金額の支出はなかったと思います。改善を求める

次に、会議の公開についてです。

碧南市では、開かれた市政の推進を図るため、実に分かりやすく附属機関等の会議の公開が一覧となり、47の傍聴可能な会議がホームページ上に掲載されています。令和6年度に実施してほしかったのですが、できていませんので早急な対応を求める

次に、魅力ある学校づくり事業委託についてです。

以前は、教育委員会の管理する学校と委託契約を結んでいましたが、今回は委託先を変更し、小中学校校長会に魅力ある学校づくりを委託したことです。校長が任意につくった団体に、魅力ある学校づくりを委託することなどあり得るのでしょうか。監査委員は指摘しなくてよいのでしょうか。

次に、高浜小学校整備事業のPFI事業における高額な維持管理費についてです。

他の4校の小学校の維持管理費を合わせた額ほどの異常な額の維持管理費が支払われています。

次に、高浜シティマラソン負担金についてです。

負担金は、基準を設けてどの部分を負担するのか明確に示す必要があります。足りない部分を負担するのではありません。負担金の出し方に問題があります。

次に、株式会社高浜市総合サービスへの委託についてです。

地方公務員法第38条第1項により、職員は任命権者の許可を受けなければ、営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員を兼ねることはできません。市民部長並びに総務部長は高浜市総合サービスの取締役であることから兼業の許可が必要になりますが、その許可をする際にも一定の要件を満たす必要があります。

条件の一つである職務の公正の確保については、条件を満たすことはできないと考えます。なぜなら、市民部長及び総務部長は契約事務において極めて重要な職責を担っています。部長自身が役員を務める会社と公平性が担保されにくい契約を締結することは、公務の公正な遂行を害するおそれがあります。ましてや、随意契約などは問題外です。予定価格を知っている者が見積書を作成し、契約を締結することとなり、契約金額が適正であるか疑われることとなります。公金の支出における公平性、透明性という観点からも不適切です。地方公務員法の兼業規制と公務員倫理の観点から問題であり、見直す必要があります。

ちなみに、高浜市総合サービスの経営状況を確認しますと、6年度決算は売上総利益5億3,000万円余りに対し、純資産2億7,900万円余りとなっています。

高浜市総合サービスに対する委託については、多くが随意契約となっています。随意契約については地方自治法施行令第167条の2に規定される理由が必要ですが、その理由が明確でないことが明らかである契約が何件もあります。法律に基づく適正な契約を求めます。

高浜市の小中学校の給食調理は高浜市総合サービスに随意契約により委託しており、委託料が1億5,752万6,600円となっています。これは消費税を上乗せした金額となっており、消費税だけで1,432万6,000円かかっています。これは消費税だけで7年間の支払いが1億円を超えることもあります。調理業務の委託するメリット及び随意契約の理由の妥当性について、説明責任を果たしていただきたいと思います。

次に、議案第59号でも申し上げた、たかはまこども園駐車場等整備に伴う土地購入費について、大きな案件であるにもかかわらず、主要施策成果説明書に掲載がありませんでした。主要施策成果説明書は高浜市の決算資料として重要な文書であることから、このようなミスがないよう強く求めます。

次に、骨伝導集音器については、購入し、いきいき広場に設置されていましたが、使用実績はないという答弁でした。市内に骨伝導集音器が必要な方がお見えなのか。また、必要な方は常日

頃から持ち歩き、所持していらっしゃるのか。設置の必要性について、検討の上、購入すべきであります。これも公金の無駄な支出の一例です。

最後に、これまで監査委員が総括質疑及び決算委員会に出席し、委員からの質疑に答弁していくただける場が設けられていましたが、この9月議会より監査委員の出席依頼については、議会より行わないことが議会運営委員会で決定されました。

各派代表者会議において、監査委員の出席状況については、近隣市においては常勤監査委員がいる市を除けば、本市と刈谷市以外は、9月定例会初日の審査報告のみであると、監査委員事務局より報告を受けているという内容の発言が議会事務局長よりありましたが、その後の私の調査では、碧南市、西尾市、知立市は、本会議において決算について質疑を受ける場があることが分かりました。

このように、事実でないことに基づき、議論が行われたことは問題であります。しかし、監査委員は当局側として出席することは当然であると考えますので、引き続き、監査委員の説明責任が果たせるよう、議会からの出席要求の有無にかかわらず、出席いただくことを要望いたします。

以上、一部個別に反対意見を申し上げましたが、細かいことを挙げたら切りがないくらい公金の使い方に問題があります。市民の皆様からお預かりしたお金を使うことは、1円たりとも無駄にすることなく、費用対効果や今後の財政運営を踏まえ、問題点を一つ一つクリアにしていかなければなりません。また、今回は特に財政健全化に向けた財政運営がほとんど見受けられませんでした。非常に残念です。

冒頭に申し上げましたが、財政破綻を起こしていた可能性があったことからも、とても賛成することはできないのではないでしょうか。以上です。

[13番 倉田利奈 降壇]

○議長（神谷直子） 暫時休憩いたします。

再開は11時半。

午前11時24分休憩

---

午前11時30分再開

○議長（神谷直子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第1号、賛成討論。

5番、野々山 啓議員。

[5番 野々山 啓 登壇]

○5番（野々山 啓） 議長のお許しをいただきましたので、認定第1号 令和6年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について、公明党を代表しまして賛成の立場で討論をさせていただきます。

令和6年度は、国際・国内ともに極めて変動の激しい環境の下で財政運営が求められた年でありました。国際的にはウクライナ情勢の長期化や中東地域の緊張の高まり、また、円安の進行といった要因が、エネルギー、資材価格の高騰を通じて自治体財政にも大きな影響を及ぼしました。

一方、国内においては、物価上昇が続く中で民間企業における賃上げの流れも広がり、物価高と賃上げが同時進行する局面が続いた年でもありました。加えて、政府のこども未来戦略方針や地域脱炭素ロードマップなど、将来を見据えた政策が動き出した1年でもあり、自治体にも対策が求められたと認識しております。また、生成AIの進展を背景に全国的に行政のデジタル化、業務効率化が注目される中、本市においても行政DXの推進が着実に進められ、職員の業務改善にもつながっていることは、今後の財政運営において大きな礎となるものと期待しております。

総じて、令和6年度は極めて厳しい経済、社会環境の中にありながらも、財政の健全性を維持し、市民福祉の向上と将来を見据えた基盤整備が両立された年度であったと受け止めております。

認定第1号 令和6年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定についてですが、歳入総額は210億4,669万9,963円で前年度に比べて約10.4%の増加、また、歳出総額も202億7,356万9,391円と前年度比で8.6%の増となっております。いずれも前年度と比較して大きな伸びが見られた年度だったと感じております。

特に歳入全体においては、自主財源が約4億円の増で前年に比べ3.8%増加、依存財源が約15.5億円の増で前年に比べ20.3%の増加とそれぞれ増加しております。とりわけ、国の補助金による特定財源の伸びが全体の歳入増に大きく寄与したものと受け止めております。

具体的には、高浜市電子クーポン事業や定額減税補足給付金給付事業、そして価格高騰重点支援給付金支給事業など、国の制度に基づいた事業によって歳入の底上げになったものと理解しております。

歳出全体におきましては、歳出全般に占める人件費の割合を一定水準に保たれている点は、組織全体として効率的かつ工夫を凝らした人員配置や業務改善に取り組まれてきた成果であると受け止めております。限られた財源の中でも市民サービスの質を損なうことなく、財政運営を維持されていることは大変心強く、高く評価しております。

歳入面では、ふるさと応援寄附金の増加が確認されました。これは市の魅力発信や寄附目的の明確化など、地道な努力の成果であります。今後、国による制度改革やポイント制度見直しへの対応も見据え、寄附者との信頼関係を重視した丁寧な運営を期待します。

歳出面では、DX推進の分野でペーパーレス会議システムの運用による紙使用量削減、そしてオンライン予約システムや公式インスタグラムの導入など、行政のデジタル化が着実に進められています。特に、既存の人員体制の中で新たな広報手段を確立し、市民との双方コミュニケーションを強化した点は大きな進展であります。今後もデータの活用やシステム連携を通じ、より利便性の高い市民サービスを期待しています。

防災面では、水防倉庫の撤去や災害支援活動事業の体制整備など、災害対応力の向上に取り組まれました。また、価格高騰重点支援給付金の支給事業については、物価高騰の影響を直接受ける低所得世帯や経済的に困難な状況にある市民の生活を下支えする施策として、迅速な執行と高い給付率により適切な支援が行われたものと評価いたします。

こうした取組は、誰一人取り残さない市政の実現に向けた確かな一歩であると受け止めております。

教育費の増加については、学校施設の老朽化対策やＩＣＴ環境整備など、将来を見据えた取組として理解しています。単なる支出の増加ではなく、教育の質や学びの環境の向上を支えるものであり、子どもたちの未来を育む大切な取組として評価いたします。一方で、財政調整基金の減少やエネルギーコスト上昇など今後の課題も見えております。

こうした中でも、市民との対話を重ねながら、行政DXの推進や防災力の強化、地域福祉の充実、そして教育環境のさらなる充実といった分野においてもバランスの取れた取組が進められていることを期待しています。

今後は、各事業の成果がより分かりやすく市民の皆様に伝わり、税金がどのように生かされているのかを実感していただけるような工夫や発信が進んでいくことを期待しています。

以上の点から、認定第1号 令和6年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定については、限られた財源の中で市民生活を守り、将来を見据えた持続可能なまちづくりに資するものであると判断し、認定に賛成いたします。

[5番 野々山 啓 降壇]

○議長（神谷直子） 認定第1、2、5から8号、反対討論。

12番、柴口征寛議員。

[12番 柴口征寛 登壇]

○12番（柴口征寛） それでは、認定第1号、第2号及び第5号から第8号までにつきまして、日本共産党を代表して反対の立場で討論させていただきます。

認定第1号 令和6年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について、まず歳入について申し上げます。

法人市民税については、令和6年度決算において大幅な增收となりました。一方で、本市の法人税割は6.0%の標準税率に据え置かれております。仮に、資本金10億円以上の法人への不均一課税について法人税割の税率を制限税率である8.4%とした場合、約3億8,000万円の增收が見込まれることが資料により示されております。資本金10億円を超える企業への課税強化を行い、住民の福祉や教育、環境整備に必要な財源を確保することは自治体の責務であります。近隣では知立市や半田市が不均一課税を導入しており、本市としてもぜひ検討を進めるべきであると考えます。

歳出、2款総務費では、平和首長会議パートナーシップ負担金として2,000円が計上されています。本市も平和首長会議の趣旨に賛同し、市長が平和首長として加盟されています。1982年、広島市長の呼びかけによって設立されたこの会議は、核兵器のない世界を目指す都市の連帯として大きく広がっています。本市においては、本年8月、新たに平和都市宣言が制定されました。被爆から80年という節目の年に当たり、市として平和への意志を示されたことは評価いたします。

一方で、宣言文に非核の表現が盛り込まれなかつたことは残念であります、今後は核兵器廃絶への明確な姿勢を市として示し、平和行政をさらに発展させていくことを求めます。

広報広聴事業において、広報紙やデジタル媒体を通じて多様な情報発信が行われていますが、町内会に加入していない、あるいは公共施設に取りに行けない方への配布方法には課題が残っています。誰もが確実に情報を得られるようにすることは行政の基本であり、今後、町内会を経由した配布方法の見直しをしていくとのことですが、早急な検討を求めます。

防災活動事業について、災害時の避難所運営や衛生環境の確保に関しては、国際的にスフィア基準と呼ばれる人道支援の指定基準が示されていますが、本市では現時点では十分に満たされているとは言えません。避難者1人当たりの面積や衛生環境など基準との乖離を把握しつつ、改善を段階的に進めることができます。特にトイレやパーティションなど、生活の尊厳を保つための備蓄、整備を強化していただくよう求めます。

3款民生費では、生活保護費に関してです。

地球温暖化の影響により、夏の猛暑が年々厳しさを増しています。冷房の使用はもはや贅沢ではなく、命と健康を守るために欠かせないものとなっています。健康で文化的な最低限の生活を保障するためにも、冬季加算だけでなく夏季加算の導入が必要です。とりわけ、生活保護を受けている高齢者や障害のある方にとって、この夏季の冷房費負担は深刻であり、熱中症など生命に関わる危険を防ぐためにも制度の改善が強く求められます。

4款衛生費では、現在本市の健康診断では聴力検査は実施されていません。高齢化の進展に伴い、加齢性難聴の早期発見と支援は極めて重要です。聴力の低下は日常生活の不便だけでなく、認知機能の低下や社会的孤立にもつながることが明らかになっています。早期に聴力の変化を把握し、必要な支援や生活環境の改善につなげていくことが健康寿命の延伸にもつながります。

誰もが安心して暮らせる社会を実現するためにも、聴力検査を健康診断の一項目として導入する方向で検討を進めるべきであると考えます。

10款教育費では、本市の不登校出現率は近年増加傾向にあり、全国平均を上回る水準となっています。子供たちが安心して学び続けられる環境づくりは、教育行政の最も重要な課題の一つです。教育委員会の答弁では、不登校の背景には、本人、家庭、学校など複数の要因が複雑に絡み合っているとありました。その認識自体は妥当でありますが、だからこそ一層丁寧で継続的な支援体制が求められます。現状では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの時間

数が限られ、相談後のフォローが十分に行えないケースもあるとのことでした。子供や家庭が孤立しないよう、支援の継続性とつながりを確保する仕組みを整えることが必要です。

また、小学校において、校内教育支援センターの設置が準備されているとのことでした。これは、教室での学びに不安を抱える子供が同じ学校の中で安心して過ごし、少しづつ学習や人との関わりを取り戻していくための支援拠点として非常に重要な取組です。同時に、学校外での学びや地域の居場所づくりとも連携し、子供一人一人が自分に合った形で学び続けられるよう、支援の幅をさらに広げていくことが望まれます。

不登校は学校に戻すことだけを目的とするのではなく、子供が自分のペースで成長し、社会との関わりを取り戻すための支援であるべきです。本市が、子供の尊厳と意思を尊重し、多様な学びを支える教育行政へと進化することを強く求めます。

以上をもって、認定第1号は反対とさせていただきます。

次に、認定第2号 令和6年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

国民健康保険は依然として低所得者や高齢者、非正規雇用の方などが多く加入する構造にあり、保険料負担の重さが市民生活を圧迫しています。物価高騰の影響も続く中、払いたくても払えないという声は少なくありません。中でも被保険者数に応じて課される均等割は子供が多いほど負担が増える制度であり、子育て支援どころか少子化対策の流れに逆行しています。

決算委員会において、この均等割の軽減拡大について質疑を行いましたが、現時点では国の制度による軽減を基本としており、子育て世代を対象に均等割を軽減していくという考え方を持ち合わせていないとの趣旨の答弁がありました。しかし、愛知県内でも既に大府市が18歳までの子供の均等割を9割減免する制度を導入し、独自の子ども・子育て応援基金を活用しています。こうした取組は、子育て世帯の経済的負担を軽減するだけでなく、多子世帯の収納率の改善にもつながっているとの報告もあります。

高浜市が国の制度の範囲で対応するとして一步も踏み出さないのはあまりにも消極的であり、市民の切実な声に応える姿勢とは言えないのではないでしょうか。また、国庫負担率の引下げが続いていることも保険料高騰の大きな要因です。国が責任を果たさず、自治体や加入者に負担を押しつける現状は看過できません。

国民健康保険を真に社会保障制度として再生するためには、国庫負担の抜本的な引上げが不可欠であり、その本市としてもその実現を強く求めるべきです。医療は命の問題です。経済的理由で受診をためらうことのないよう、加入者の実情に寄り添った制度運用を行うことが求められます。

子育て世帯を含む全ての加入者の暮らしと健康を守る立場から、本決算の認定には賛成できず反対といたします。

次に、認定第5号 令和6年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

高齢化の進展に伴い介護を必要とする方は年々増加しており、介護保険制度の充実が一層求められています。しかし、その一方で、高浜市の介護保険料は依然として近隣市の中でも高い水準にあります。年金収入の少ない高齢者にとっては大きな負担であり、保険料が重くて生活が苦しいとの声が少なくありません。

介護保険制度は、本来、介護を社会全体で支えることを目的に創設されたにもかかわらず、保険料と利用料の二重負担が重くのしかかり、必要なサービスを受けられない高齢者が増えています。制度の抜本的な見直しが必要です。

令和7年3月末現在の要介護認定者数は1,203名、そして令和6年度の障害者控除対象者認定書の発行数については92件のことでした。現在、この障害者控除対象者認定書の認定方法については、近隣市と足並みをそろえた形で要介護認定者からの申請によるものとなっております。現在県内では、知立市を含む35市町村において、要介護認定者に対して、申請によらず自動で認定書を送付する方式が導入されています。本市においても、こうした取組を参考にし、要介護認定者に対しては、申請を要さずに発行できるよう制度の改善を検討することが望まれます。

一方、調整交付金につきまして、令和6年度は2.4%のことでしたが、本来この分は5%交付されるべきものです。国が25%の補助を行うべきところを20%とし、残りの5%は後期高齢者の比率や所得水準によって変動しており、これまで5%が補助されたことはありません。

介護施設の実待機者数については、令和7年7月末現在で54名のことです。介護の必要な高齢者は今後も増加していくと考えられますが、国の負担がなければ介護保険料を上げるか、サービスを落とすしかありません。高浜市の介護保険料が高い水準にあるのは横出しサービスの制度によるもので、これが介護保険に入れて計算されている分、高くなっています。年金などの収入が少ない上に高い介護保険料を払い、それで食費などで生活が精いっぱいのところに利用料まで支払えない人もいます。そうした人のためにも、この横出しサービスを市の福祉施策で行うことにはすれば、介護保険料の引下げは可能であると考えます。よって、反対とさせていただきます。

次に、認定第6号 令和6年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

後期高齢者医療制度は、2008年の発足以来、75歳以上の高齢者のみを独立した制度として扱うものであり、保険料と医療費の二重負担が続いている。僅かな年金で暮らす高齢者にとっては重い負担となっており、誰もが安心して医療を受けられる制度への見直しが求められます。

一方で、保険料滞納者への資格確認書の交付をめぐる運用が問題となりました。愛知県後期高齢者医療広域連合は、資格確認書の交付に際して、滞納者と窓口で接触し、生活状況等を把握した上で滞納の解消に努めるよう市町村に求めていました。しかし、その結果、被保険者と接触できないなどの理由で、資格確認書を長期間交付しない事例が発生しました。

厚生労働省は、資格確認書を長期にわたって留保することは望ましくなく、早期に交付することが望ましいとの見解を示し、これを受けて広域連合は、9月19日付で各市町村に対し、滞納を

理由に未交付としている場合は速やかに郵送するなど、早期に交付することとの通知を発出しました。

この対応により交付の留保が解消され、資格確認書が被保険者に確実に届く方向が広域連合によって示されたことは評価できます。医療を受ける権利を保障する上で当然の対応です。今後はこうした事態が再び起こらないよう、広域連合としても制度運用の徹底が求められます。

また、先日の決算委員会において、この通知文書を受けての交付方法について確認を行いましたが、郵送対応との明確な言及はありませんでした。通知文書に従い、対象者に速やかに郵送交付することを求めます。

以上のことから、後期高齢者の命と受診の権利を守る立場から、本決算の認定には賛成できません。反対といたします。

次に、認定第7号 令和6年度高浜市水道事業会計決算認定について。

水道事業は市民生活に欠かせない公共インフラであり、安全で安定した給水を維持することは極めて重要です。そのための設備更新や管路耐震化などに一定の経費を要することは理解いたします。

水道事業はおおむね安定して運営されていますが、一方で、水道料金の見直しは長年行われておらず、近隣市と比べても高い水準にあります。物価高騰が続く中、水道料金は市民生活に直結する負担であり、その在り方を改めて見直す時期に来ているのではないでしょうか。

決算委員会において、未処分利益剰余金を還元できないとしても、今後の料金設定において利益が出過ぎないよう調整し、利用者負担を軽減する考え方もあるのではないかと質問をしました。これに対しては、今後の財政状況を踏まえて検討していくとの答弁がありましたが、明確な方向性は示されませんでした。

水道事業の安定経営を維持することは当然としても、その前提には市民の生活があり、市民の理解と協力が不可欠です。黒字が続く中で、市民の生活に配慮した料金の在り方を見直していくことが求められると考えます。

以上から、本決算の認定には反対といたします。

次に、認定第8号 令和6年度高浜市下水道事業会計決算認定について。

下水道事業は、市民の衛生的な生活環境を守る上で欠かすことのできない公共インフラです。その整備と維持管理のために多くの費用を要することは理解いたしますが、下水道の本来の目的である公共の衛生の向上と生活環境の改善を実現するためには、利用促進の観点も欠かせません。

資料要求の資料25によれば、供用開始から5年以上経過しても接続率は依然として100%には達していません。決算委員会において確認したところ、下水道への接続が経済的に困難な世帯に対して設けられている水洗便所改造資金融資あっせん制度の令和6年度の利用件数は、2件とのことでした。制度そのものの存在は評価しますが、利用件数が極めて少ない現状を見ると十分に

機能しているとは言えません。この制度は、金融機関からの融資に対し、市が利息を補助する仕組みとなっていますが、所得の低い世帯ほど融資そのものを受けにくく、実際には利用しづらい制度となっています。他市では融資あっせんにとどまらず、工事費の一部を助成するなどの独自支援を行っている自治体もあります。接続率を高め、誰もが下水道を利用できるようにするためにには、こうした他市の事例を参考にし、低所得世帯でも利用しやすい制度への見直しを検討すべきです。

また、今回の質疑において、他市の状況は把握していない、制度改正の考えは現時点ではないとの答弁がありました。しかし、実際に困っている世帯の声に寄り添い、実態を把握する姿勢こそが行政には求められます。制度を設けて終わりではなく、利用が進まない原因を丁寧に分析し、より実効性ある支援策を検討することが必要です。全ての市民が安心して下水道を利用できるよう、経済的理由で接続が進まない世帯への支援充実を求め、本決算の認定には反対とさせていただきます。

以上をもちまして、反対討論といたします。

[12番 柴口征寛 降壇]

○議長（神谷直子） 暫時休憩いたします。

再開は1時。

午前11時56分休憩

---

午後1時00分再開

○議長（神谷直子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

倉田議員に申し上げます。

本日午前中に行われた倉田議員の討論の最中において、私から一度注意をいたしました部分につきまして音声を確認したところ、倉田議員の発言のうち、前吉岡市長に対する発言で、「・・・  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・」という発言がありました。

この発言は、不穏な発言であるので、発言の取消しを申し出るように勧告いたします。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 取り消しいたしません。

○議長（神谷直子） ただいま倉田議員に、本日午前中に行われた討論の発言の一部の取消しの申し出をするように勧告いたしましたが、これに応じていただけませんでした。

倉田議員の発言のうち、前吉岡市長に対する発言で、「・・・  
・・・・・」という発言は不穏な発言であるので、地方自治法第129条第1項の規定に基づき、発言の取消しを命じます。

それでは、討論の続きを希望いたします。

認定第1号から3号、5号から8号、賛成討論。

2番、荒川義孝議員。

[2番 荒川義孝 登壇]

○2番（荒川義孝） 議長のお許しをいただきましたので、認定第1号 令和6年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について、市政クラブを代表して賛成討論を行います。

冒頭で、先ほどの倉田議員の反対討論に際し、一言申し上げたいと思います。

総務部長をはじめ名指しで批判して見えましたが、総務部長の名誉のためにも一言。答弁は個人ではなく当局を代表して行われるものでありまして、個人の責めに期すものではないとお伝えをしておきます。

それから、私の調べによると、と何度も言っておられましたが、根拠が不明なところもあり、あたかもそれが正しいと捉えられる部分もあったため、賛同しかねる部分もあります。特に、目的外使用料のところで、団体活動で地域の美化など公共に資する活動をして見える団体もあります。なぜそこに倉庫があり使用料が徴収されないのか、活動をしてみて見えるところがあります。机上ではなく、ぜひとも一緒に参加しましょう。歓迎します。

それでは、本論に戻ります。

令和6年度一般会計の決算では、歳入総額は210億4,669万9,963円、歳出総額は202億7,356万9,391円といずれも前年と比べると増加し、過去2番目に高い決算額となっております。歳入面において、法人市民税が大幅に増えたことにより、市税収入が対前年度比約6億2,000万円増加し、過去最高になったことなどの影響から、経常収支比率は令和5年度の97.6%から91.3%に改善されたものの、これは一時的な増収によるもので、厳しい財政状況が改善されたものではありません。

一方で、歳出面で扶助費が対前年度比約7億9,000万円の増加、物件費が約2億3,000万円増加するなど、今後もこれらの経費をはじめ人件費や公債費などの義務的経費、必要な工事や修繕などの投資的経費とともに増加傾向にあるものと認識しております。これらの結果からも、令和6年度は一時的な市税収入の増加により数値上は維持できたものの、実質的には引き続き大変厳しい財政運営になったと考えております。

このような大変厳しい財政状況の中においても昨今の物価高騰の対策に適切に対応しつつ、喫緊かつ最重要課題である公共施設の更新等の経費、教育・子育て関連経費、DX推進関連経費、社会保障費等の対応など、厳しい財政状況に対し、創意工夫を持って取り組んでこられたことは大変評価できます。

その主な取組についていくつか述べさせていただきますと、2款総務費では、市民活動運営事業の町内会運営支援システム導入業務委託として、町内会運営支援アプリ電子回覧板を導入したことにより、町内会の軽減負担につながったものと思います。

庁舎管理事業の防犯カメラ設置工事では、昨年7月16日に発生した放火等の事件を受け、市役所本庁舎内に4台の防犯カメラを設置したことにより、市役所内に来られる市民の方や職員の方の安全・安心な環境整備が図られたと思います。

アシタの高浜研究事業の高浜市電子クーポン事業の実施では、高浜市LINE公式アカウントによる消費喚起のためのLINEクーポン事業を実施することで、地域経済の活性化とLINE公式アカウント登録者数の増加を図ることができたと考えます。

ICT推進事業の公共施設予約システムの運用では、公共施設予約システムを導入したことにより、施設を利用する市民たちの利便性が向上いたしました。

3款の民生費では、重層的支援体制整備事業及び地域共生型居場所づくり推進事業として、地域資源を活用したイベントを開催し、課題を抱える方々への参加支援の取組を進めるとともに、認定NPO法人全国こども食堂支援センター「むすびえ」と連携協定を締結し、世代や属性を超えて市民が交流できる多様な場の創出につながることができました。

価格高騰重点支援給付金支給事業等の給付事業では、電力、ガス、食料等の価格高騰による負担増を踏まえ、速やかに生活、暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対し給付金を支給することで家計の負担軽減を図ることができたと考えます。

保育園管理運営事業の保育所等給食費軽減対策支援事業費補助金では、物価高騰に直面する民間保育所の給食経費を補助することで、民間保育所において保護者の負担を値上げすることなく給食を安定して提供することができました。

4款衛生費では、環境衛生対策推進事業の高浜市カーボンニュートラル推進支援補助金として、市内事業者向けのカーボンニュートラル推進の一環として、CO<sub>2</sub>排出量削減に効果のある設備に更新する費用について補助を行ったことで、事業所から発生する二酸化炭素の抑制につながったと思います。

7款商工費では、コミュニティバス運行事業のコミュニティバス運行事業負担金として、利用者の予約に応じてAIが最適な配車をする運行システムを活用したAIオンデマンドバス「チョイソコたかはま」を運行することにより、多くの市民の方が利用し、市民にとって利便性の高い移動手段を提案、提供することができました。

10款教育費では、小学校長寿命化改良事業として、吉浜小学校と高取小学校の校舎等の教育環境の改善を進めるとともに長寿命化を図ることができました。

幼稚園維持管理事業の工事請負費では、吉浜幼稚園東園舎の長寿命化改修工事を行い、経年劣化回復とともに各設備の機能向上を図ることができました。

以上、主な取組について申し上げましたが、第7次高浜市総合計画の実現に向けて、ただいま申し上げました諸施策を限られた財源の中に盛り込んでいただき、事業の進捗が図られたものと理解いたしております。

最後になりますが、令和7年度におきましても、喫緊かつ最重要課題である公共施設の更新等の経費、教育・子育て関連経費、社会保障費の増加が見込まれるため、引き続き厳しい財政状況が続くことが予想されます。

今後も事業の選択と集中を行っていただき、将来を見据え、歳入歳出両面から徹底した見直し及び経常経費の削減に果敢に挑んでいただくことを期待し、賛成討論といたします。

次に、認定第2号 令和6年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

歳入決算額、歳出決算額ともに前年度と比較しますと微増であります。

歳出面において、主な増加要因として高額療養費及び出産育児諸費によるものとされます。

国民健康保険は、他の医療保険に加入しない住民を被保険者とする国民皆保険制度の基礎であり、公的医療保険のセーフティーネットとしての性質上、被保険者の所得水準が低くなる一方、年齢構成や医療費水準も高いため、保険料の負担感が高くなるという構造上の問題を抱えています。こうした医療費の増加等に伴い、保険料算出の基礎となる国民健康保険事業費納付金の1人当たりの負担も増加傾向にあり、今後も厳しい状況が推測されます。国保制度も持続可能なものとして生命と健康に対する安心を確保するため、いかにして医療費の伸びを抑制していくかという大きな課題に対し、健康づくり、疾病予防等の取組を着実に進めていかれることであります。

よって、再びこういった取組を続けていかれることを要望し、賛成といたします。

続いて、認定第3号 令和6年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定では、順調に土地取得費を執行され、事業の銳意進捗に寄与されていることから、賛成とさせていただきます。

認定第5号 令和6年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、介護保険制度は高齢化社会に対する重要な仕組みである一方、今後ますます多くの課題に直面することになります。介護人材の確保や労働環境の改善、技術導入の推進、医療との連携強化、情報提供の充実化など、これらの課題への取組が、介護が必要な人々が安心して暮らすことができる社会の実現につながっていることからも賛成とさせていただきます。

続いて、認定第6号 令和6年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてですが、歳入歳出ともに前年度と比較するとともに増加をしております。

また、直近3年間の高齢者医療保険料の推移から年々増加しております。少子高齢化が進む中、後期高齢者の医療費は今後さらに増えていくと見込まれています。令和6年4月から後期高齢者医療制度が見直され、年齢に関係なく、その負担能力に応じて医療保険制度を公平に支え合うことが重要であるとされました。保険負担の急激な増加を和らげる措置が講じられています。

健全な財政運営や高齢の方々が安心して医療を受けられるため、持続可能かつ適切な運営が行われていることからも賛成といたします。

次に、認定第7号 令和6年度高浜市水道事業会計決算では、有収率は97.73%で、前年度と

比較すると僅かに減少となっていますが、依然として良好であると言っても過言ではありません。

新規需要に対応するための配水支管布設工事をはじめ、下水道整備工事に伴う配水管移設工事における耐震管への敷設替え、高浜配水場の2号配水ポンプ盤の更新を実施するなど、老朽施設の更新を図り、飲料水の安定供給に努められました。今後も健全経営の継続に努めていただくとともに、安心・安全な水の安定供給を図るため、諸課題に対応すべく旨をお願いして、賛成とさせていただきます。

最後に、認定第8号 令和6年度高浜市下水道事業会計決算では、本年度供用開始区域内人口は、前年度と比較して2.0%増加し、行政区域内人口に対する普及率は73.2%、供用開始区域面積は633.3ヘクタールとなり、前年度と比べ15.2ヘクタール増加しています。

また、年間汚水処理量は前年度と比較すると4.4%増加し、下水道使用料収入の基礎となる有収水量は301万704立方メートルで、前年度と比較すると3.1%増加しています。有収率は前年度より1.1%下がったものの92.9%で、不明水が少なく適切な管理ができ、公共用水域の水質保全に努めています。

反面、近年の資材等の価格高騰や人件費の増加などの諸課題など、財政基盤に大きな影響を及ぼす中、財源の確保に努め、快適な生活環境と下水道事業が維持されるためにも経営基盤の強化が求められます。

高浜市下水道事業経営戦略の下、計画的に進めていかれることをお願いいたしまして、賛成討論とさせていただきます。

以上をもちまして、認定第1号から第3号及び第5号から第8号までの賛成討論とさせていただきます。

〔2番 荒川義孝 降壇〕

〔「議長、動議」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 先ほどですね、私の発言が取り消されるということで、不穏当とお話ございました。

北川議員の討論におきましては、私に対してのいちやもんをつけたというような旨の発言がございましたが、そうなると不穏当になると思いますので、発言の、議事録の削除を求めます。

○議長（神谷直子） ただいま、13番の倉田議員から動議が出されました。セコンドされる方、お見えになりますか。

〔「調べて」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 調べてきますか。

それでは、暫時休憩いたします。

午後1時15分休憩

---

午後 1 時18分再開

○議長（神谷直子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 失礼しました。先ほどの発言ですが、難癖という言葉でございました。その部分については謝罪をさせていただきます。ただ、難癖っていう言葉が不穏当でないっていうのでしょうか、どうなのでしょうか。

[「その話はもう関係ない。さっきの動議の話をきちんと決めろよ。」と呼ぶ者あり]

○議長（神谷直子） 先ほど動議がありましたけど、この動議にセコンドされる方、お見えになりますか。

[挙手する者なし]

○議長（神谷直子） セコンドがないようでしたので、動議を認めることはできません。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） では、あの議長にとっても…

[不規則発言あり]

○13番（倉田利奈） 今、私がしゃべってるんですけど。議長も不穏当ではないという判断でよろしかったでしょうか。

[不規則発言あり]

○議長（神谷直子） 議長からは、難癖をつけていることを知っているとしか言いようのない質疑が相次いでおりましたということでしたので、これは不穏当発言の基準としまして、相手の立場になって聞いたならば不快感を覚える発言であることとか、事実と異なる発言とか根拠が不明確な発言は不穏当であること、個人のプライバシーや基本的人権に抵触するような発言であることがありますので、ちょっと悩むところですけれども、私が判断するところ、不穏当発言の基準には当たらないと考えられます。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 私、難癖って言われたんですけど、私は事実に基づいて自分の評論、評価をしているだけの話でございますので、何が難癖なのかもよく分からずに難癖って言われたことに対しては、私は先ほどのことが不穏当だということで議長が言われるんであれば、これも不穏当になるんじゃないでしょうか。

先ほどの私の発言については事実の適示に対する評価をしただけの話でございますが、議員に対しての、これは誹謗中傷に私は当たるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（神谷直子） 10番、北川議員。

○10番（北川広人） あのですね、今議長が会議録を、まだ暫定の会議録ではありますけども、

読みました。その中で個人名を言っておるわけでもないし、議席番号を言っておるわけでもないし、難癖をつけるような質疑が相次いでおりましたと言いました。どなたかという限定はされてないということ。それから難癖っていうのは、なぜその言葉を使ったかというところでありますけれども、議題の意味を分からずに、そうでない部分に対しての質疑が相次いだので、それに対してその言葉を使わせていただきました。

ですから、これをどのように取られるかというのは分かりませんけれども、まずもって正していただきたいのは、個人を直接的に誹謗中傷するようなことを発言するような言葉で先ほど討論した覚えはございませんので、そのところをしっかりと御判断をいただければと思います。

それと申し訳ないですけども、13番議員は勝手に自分で人に動議でもって私のことをですね、不穏当発言をしたと。言ってもない言葉を使ってですね、こういうことを言われたということを、そんなこと一言も言ってないことを言ったということを、これライブ配信されてますからね。

[「そうだ」と呼ぶ者あり]

[「謝罪した」と呼ぶ者あり]

○10番（北川広人）　これは、謝罪したじゃない。言ったことは事実じゃないですか。きちんと確かめをしてなくてそういうことを言うのが問題だということですよ。会議録は今すぐもう見られます。なぜ会議録を調べて、難癖に文句を言うんだったら難癖と言ったじゃないかとどうして言わないんですか。その態度がおかしいんですよ。自分が全て正しいというようなことばっかりを思ってるからそういうことになるんです。それこそ人に迷惑かけることですよ。これはライブ配信されています。

[不規則発言あり]

○10番（北川広人）　取り返しがつきませんよ。どうしてくれるんですか。

[「はい、議長、13番」と呼ぶ者あり]

○10番（北川広人）　はい、じゃないです。まだしゃべってます。

[「だから、今のもライブ配信されちゃってますよ」と呼ぶ者あり]

○10番（北川広人）　ライブ配信してますよ。分かって言ってますよ。

倉田議員の悪いところを私は訴えておるんです。こういうことをしちゃいけませんということを言ってるんです。

[不規則発言あり]

○10番（北川広人）　しっかりと反省をしていただいて、もう一度、いま一度謝罪をしてください、私に対して。

○議長（神谷直子）　13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈）　私、先ほど謝罪いたしましたし、今のすごくパワハラを感じました。

○議長（神谷直子）　議長判断としましては、不穏当発言の範囲に入っていないと捉えられます

ので、このまま会議を続けたいと思います。

[「難癖は言っていいの…」と呼ぶ者あり]

○議長（神谷直子） それでは、これより採決…

[「…否決すればいいんじやん」と呼ぶ者あり]

○議長（神谷直子） 動議にセコンドされる方も見えませんでしたので。

セコンドされる方、見えますか。見えないですよね。

[賛成する者なし]

○議長（神谷直子） はい。それでは採決いたします。

[不規則発言あり]

○議長（神谷直子） 議案第54号 高浜市職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号 市道路線の認定について、総務建設委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神谷直子） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号 令和6年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、決算特別委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号 高浜市老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第6回）について、各常任委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神谷直子） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号 令和7年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）について、総務建設委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号 令和7年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第1回）について、総務建設委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号 令和7年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第1回）について、総務建設委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号 令和7年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第3回）について、福祉文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号 令和7年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について、総務建設委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第1号 令和6年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号 令和6年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、認定第3号 令和6年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、認定第4号 令和6年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、認定第5号 令和6年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別

委員長の報告のとおり、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神谷直子） 起立多數であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、認定第6号 令和6年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神谷直子） 起立多數であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、認定第7号 令和6年度高浜市水道事業会計決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神谷直子） 起立多數であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、認定第8号 令和6年度高浜市下水道事業会計決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神谷直子） 起立多數であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

○議長（神谷直子） 日程第2 議案第65号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

教育長。

○教育長（岡本竜生） 議案第65号 工事請負契約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書をお願いいたします。なお、別添の参考資料も併せて御覧ください。

本案は、港小学校長寿命化改良工事において、発生土の処分費用の増に伴い、工事請負額を変更するものであります。

変更後の契約金額は、9,020万円増額し、18億4,800万円となります。

主な増工内容は、瓦混じり土の処分量2,408.7立方メートルで、処分費は6,800万円となり、その他関連工事である運搬費や諸経費等の費用は2,220万円となります。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（神谷直子） これより質疑に入ります。

12番、柴口議員。

○12番（柴口征寛） 今回の瓦ガラの混入が確認された箇所として、倉庫便所棟と階段・EV棟、新設給食棟、さらに建築物周辺の外構部分が挙げられております。こうした箇所については、当初、どの程度の地質確認を行っていたのか。また、今回の経験を踏まえ、外構や施設部分も含め

た地中状況の把握を今後どのように徹底していくお考えか、お聞かせください。

○議長（神谷直子） 学校経営グループ。

○学校経営G（清水 健） 今回の当初設計では、ボーリングデータによりまして、瓦ガラが混入している場所と不明な場所がありまして、その相対的に数量を見込むことが難しかったことから当初設計では計上せず、変更設計のほうで対応するという形になっております。

今後ですが、調査できる箇所とできない場所があります。特に建物がある場所については調査ができない状況でございますので。あと、調査しまして瓦ガラが混入がない場合ですと、調査費がまた無駄になるのかなという考え方もありますので、工事着手時であると手戻りがないということで、今回は、今回というか今後も工事着手後に処理をするという形にしたいと思っております。

○議長（神谷直子） ほかに。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） まず、いつ産廃がこれあることが判明したのか。それから、その後の経緯についても時系列でまずお答えください。

それから、ボーリングデータができなかつたからっていうような、今、理由なのかなってお聞きしてると思うんですけど、ボーリングデータ、建物を取り壊した後にボーリングデータを行うということは十分可能だと思います。とりあえず、やはり入札の中に入れておかないと、これぐらいあるという仮定の下、工事費のほうを最初の入札の中に入れるべきかなと思ってるんですけど、その上、ボーリングデータをして、そこのあたりは実績に基づく支払いというような契約もできるかと思うんですけど、なぜそういう形にしなかったのかなと思いますので、その部分を教えてください。近隣市、しっかりボーリングデータを行った上での産廃の契約処理をしてるとございますので。

それから、今回の産廃運搬処分ですけど、近藤組がやるっていうことなんんですけど、実際には近藤組ではなくて実際に下請けがやるかと思うんですけど、どこの業者が行い、どこに処分をするのか、教えてください。

それから、今回全ての土を産廃業者が積込み、運搬処分するということをお聞きしてるんですけど、これ実際实物を見てみると、2つぐらいの山はほとんど土で、1つの山はガラが混じってましたけど、ほとんどが土で一部瓦が混入している状態であるのではないかと思うんですけど、その場でふるって今回なぜ処理ができないのかなと思ってます。

たしか高浜小学校の体育館、屋内運動場から出たガラは、その場でふるったというふうに記憶してるんですけど、高浜小学校でふるうことができて、なぜ今回はそういった処分をしないのかっていう理由についてもお聞かせください。

それから、いいですか、まだ続けても。金額の…

○議長（神谷直子） じゃあ、切ります。

教育長、どうぞ。

○教育長（岡本竜生） 切っていただかないと…

○議長（神谷直子） 切らせていただきます。じゃあ、答弁お願いします。

学校経営グループ。

○学校経営G（清水 健） まず初めに、いつ産廃が混入しているのが分かったかということなんですが、工事着手後、大体8月の下旬ぐらいに発生土に瓦ガラが混入している旨が分かりました。その後、協議、変更設計等に時間を要したことと、今回、国の補助金を活用していますので、年度内に完了する必要性があるということから、早急に変更契約をしなければならないということで本会議に上程させていただいているものでございます。

あと、ボーリングデータですが、高浜市は全体的に掘ると瓦が出てくるっていうことで、当初設計から見込めばよかったです、今回ボーリングデータから混入してある場所と不明な場所があつて数量的に見込むことができなかつたので当初設計の積算上では見込んでないということなんですが、今後可能な限り見込める部分については見込んでいきたいと考えております。

産廃の下請業者ですが、まだ協議中でございまして、まだどこがやるかということは決まっておりません。

ふるい分けの件でございます。

今回、発生土に混入している瓦ガラは粒度が非常に細かいため、ふるい分け作業が困難になるということから全て産業廃棄物として処分する予定をしております。

○議長（神谷直子） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） では、1回目の続きでお願いいたします。

引き続き、金額の妥当性についてお伺いしてまいりたいと思います。

瓦混じり土の処分費が2,408.7立米で6,800万円となっておりますが、この金額はどのように積算されたのか、ちょっとよく分からぬのでお聞かせいただきたいのと、あと、その他の関連工事の2,220万円、これもどのように積算をされたのか、教えていただきたいと思います。

先ほどのその6,800万円にかかるんですけど、いわゆる換算係数がいくつで計算され、トン当たりの処分費用っていうのが幾らになるのか、教えてください。

それから、今回いわゆる随意契約っていうことになると、地方自治法施行令第167条の2第1項の何号、何号に当たるというような判断で今回の契約変更をされたのか、教えていただきたいのと、やはりこれ近隣自治体も後からガラ出ましたよねっていうことがあって、そのときにやはりガラの積込み運搬処理、これについては入札で行っているということを聞いてるんですけど、なぜ今回は入札で行わなかったのかについても教えていただきたいと思います。

まだ続けていいですか、質問。

○議長（神谷直子） 今のところで切ってください。

学校経営グループ。

○学校経営G（清水 健） まず、瓦混じり土の処分の単価でございますが、こちらは3者からの見積りにおきまして、安価な単価で設計単価を決めております。

今回の増額の内訳でございますが、瓦混じり土の処分のほかが6,800万円で、積込み運搬費が710万円、あと埋め戻し土の購入費といたしまして620万円、その他もろもろ諸経費といたしまして890万円となっております。

次に、換算係数でございますが、今回は瓦混じり土の質量ではなくて体積において処分をするということで計上しております。

変更設計、随契ではなくて変更設計で今回行っておるんですが、公共工事におきまして変更設計が必要となるケースは多々あると思います。工事の途中で予期せぬ事態が発生したり、当初の計画と現場の状況が異なったりするため、変更の設計が必要となると考えております。公共工事の変更設計は、工事を適正に進め、品質を確保するために非常に重要となるため、今回も変更設計にて対応しております。

○議長（神谷直子） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 今、私次の質問として見積り何者から取ったんですかっていうのを聞こうと思ったんですけど、今見積り3者から取りましたっていう話があったんですけど、その中に近藤組の…

○議長（神谷直子） それ、2回目の質問でいいですか。

○13番（倉田利奈） 2回目じゃないです。1回目でしようと思ってた質問ですので。

今、見積りを何者から取ったのか、それから見積りを取った中に近藤組は入ってるのかっていうのが次の質問だったので、近藤組が入っているのかの部分だけお答えください。

それから…

[不規則発言あり]

○13番（倉田利奈） 不規則発言がありますけどよろしいですか、続けても。

○議長（神谷直子） 続けてください。質疑、続けてください。

○13番（倉田利奈） 外構の掘削数量がこれ1,185.7立米で、それで今回の掘削数量のこれ約半分を占めるんですけど、これ外構建築物周辺の掘削をするというこの理由についてお聞かせいただきたいのと、あと、今回小学校の部分ということで非常に安全性については高めるような、危険のないような処分をするということが必要になってくると思うんですけど、そういった中で、貴金属等の有害物質の調査、これについては行われたのか、行われてないのか。行われたのであれば、その結果についてもお聞かせください。

○議長（神谷直子） 学校経営グループ。

○学校経営G（清水 健） まず、処分費の見積りでございますが、近藤組は入ってないってい

う見積り3者になっております。

続きまして、掘削の理由、どこを掘るかっていうことなんですが、令和7年度は倉庫便所棟や階段・エレベーター棟、あと屋外配管等による工事を行います。令和8年度は給食棟の増築工事と屋外配管工事等を行う予定をしております。令和9年度におきましては、屋外配管工事等を行う予定をしております。

続きまして、安全性で有害物質の検査をしたかっていうことなんですが、過去の増築工事やプールの解体工事におきまして有害物質等の検出がされたっていう報告はなかったもんですから、今回もないものとして取り扱っております。

○議長（神谷直子） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） この今回変更契約で金額が出てるっていうことなので、まず先ほどボーリングデータの話がございました。ボーリングデータをそれぞれ給食棟、それからエレベーター棟、それから倉庫とトイレのところですね。この3か所について、それぞれ何か所されたのか、まずボーリングデータについてお聞きしたいと思います。

それから、先ほど実際に下請けどこがやるか分からなって話だったんですけど、もう既に埋め戻し土が入ってるのかなと思うんですけど、埋め戻し土が入ってるってことはそこの業者じゃないのかなと思うんですけど、それは把握してらっしゃらないのかどうなかつていうところをお聞きしたいと思います。

それから、高浜小学校でふるうことができて、なぜ港小でできないのかというところで、細かいっていう先ほど御答弁があったんですけど、高小と港小、具体的にどう細かいのかつていうのがよく分からないのでお聞かせいただきたいのと、今、30ミリでもふるえるっていうふうにお聞きしてますし、それ以上のところは手でもふるってるっていうこともありますので、もう私あそこ有害物質なかつたら私がスコップ持つててふるって9,000万円もらえるんだつたっていうぐらいなんかすごく高いですし、何でふるわないのかなっていうのがよく分からないので、ちょっとそこをしっかりとお答えいただきたいなと思っております。

それから、処分に関しては体積で処分をされるってことなんんですけど、普通、一般的っていうか、一般的というよりも全部そうだと思うんですけど、トラックで運んでいってそこで処分をするもんですから、トラックに載せてるのが何トンかっていうのを測るんですよね。測った上でそれを体積に換算するっていうやり方だと思うんですけど、結局前から副市長が言ったように、ぎゅっとなっているのか、ふわっとなってるかによっても体積変わってくるもんですから、それがあるにもかかわらずやっぱり処分するときはトンでやるんですよね。何トンだったのか、トラック1杯で何トン何トン何トンっていうふうでマニフェストのほう切ってくと思うんですけど、その部分がなぜ体積で処分ができるのかっていうのが私全くこれ分からなくて、どうやって体積で計算ができるのかなっていうところはちょっと理解ができるので、やはりそれは換算係数が分か

って体積が出るんじゃないのかなと思うんですけど、体積が出るってことで体積1立米当たり幾らで処分費に計算されてるのかっていうこともお聞きしたいのと、あと、先ほど関連工事の2,220万円について、積込み710万、埋め戻し610万、諸経費890万ってことなんんですけど、これについてもまたちょっと積算がもう少し細かく教えていただきたいんですけど、例えば積込んだたら多分トラック何杯とかそういう何か計算多分されてると思うので、埋め戻しもトラック何杯とかあると思いますし、諸経費についてもちょっと890万すごく高いなと思いますので、そのあたりちょっととなぜこんな高額なのかなっていうところをお聞かせいただきたいと思います。

まだ続けてもいいですか、2回目。

○議長（神谷直子） 1回切ります。

学校経営グループ。

○学校経営G（清水 健） まず、ボーリングをやった箇所ですが、今、資料がございませんので何か所かっていうのをお答えすることができません。

続きまして、運搬と処理の下請けの件でございますが、今、埋め戻し材を搬入している業者とは異なるとは考えておりまして、購入土と処分業者とは違うのかなというふうには思います。

ふるい分けの件でございます。

高小がどうだったのか自分もちょっとまだ確認していないので分かりませんが、港小につきましては年度内に工事を完了しないといけないということもありまして、工事の進捗を鑑みたところ、全て産業廃棄物で処分するという形で進めております。

続きまして、処分の体積でございます。

当初設計におきましても残土処分費は体積で計算しております、過去の工事においても瓦混じり土が体積で計上されており、マニフェストも適正に処理されていることを確認できましたので、今回も同様に質量ではなくて体積にて計上させています。

その他の積算の根拠でございますが、請負率とかあと購入土での埋め戻しとか様々あります、今すぐお答えすることができませんので、そこは御了承ください。

○議長（神谷直子） 副議長。

○9番（長谷川広昌） すいません。議会会議規則の第53条のところに、議員は質疑に当たっては自己の意見を述べることができないっていうふうに規定されてるんですけど、先ほど聞いてると、自己の意見を述べているような感じがるので、その辺はちょっと考えていただきたいなと思います。

○議長（神谷直子） 議員は質疑をお願いします。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） すいません。体積で処分するっていうことがちょっと今の説明よく分からなかったんですけど、体積で処分するの、結局立米当たり幾らですかっていう質疑の御答弁が

なかつたので、そこはちょっと答弁漏れでお願いしたいと思います。

それから、結局、今の話でいくと、トン当たりの処分費用も出ないと。それから係数も出ないと。その確認をまず行いたいのと、あと、結局今の話を聞いていると、年度内に完了すべきだということで入札を行わなかつたということにつながるんですかね。そこがちょっと確認したいのと、そうであれば、これ地方自治法施行令の第167条2の第1項の何号に当たるという判断であったのか、教えていただきたいと思います。

それから、先ほど外構の掘削数量について少しお答えいただけたんですけど、屋外の配管工事っていうところで、先ほども申し上げたように、今回の掘削数量、これ約半分、半分が屋外の建築物の周辺の掘削っていうことなんんですけど、どれぐらいの長さの配管についてこれ掘削しなければならないのか。ちょっとあまりにもこれ立米多いですので、その御説明をいただきたいと思います。

それから、今回のこの工事については、いわゆる様々な交付金なり補助金なり、そういったものの対象ではないと思いますが、そこの確認もお願いしたいと思います。

○議長（神谷直子） 答弁を求めます。

学校経営グループ。

○学校経営G（清水 健） まず、処分費の換算係数のお話でございますが、高小のときも踏まえて立米で処分しておりましたので、そちらはマニフェストで確認しております。過去の工事においては、大体1立米当たり1.6トンぐらいあったというデータもあります。

続いて、変更設計でございますが、公共工事の変更設計というのは、発生した問題に対して柔軟に対応し、工事を円滑に進めるためには大変重要なことであると考えております。今回の変更設計につきましても、愛知県建築局が公表してある設計変更ガイドラインに準じて進めておりますので、今回も設計変更のほうで対応しております。

屋外工事の掘削のお話でございます。

屋外で最大2.7メートルほどの深さまで掘る箇所がありますので、そちらを踏まえて計算をしております。

最後に、交付金というお話でございますが、交付金はありませんが補助金を約1億1,693万円ほど頂いて今回の工事を行っております。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（神谷直子） もう2回終わりましたよね。

[「答弁漏れ」と呼ぶ者あり]

○議長（神谷直子） 答弁漏れですか。答弁漏れ、お願いします。

○13番（倉田利奈） 今、外構工事について2.7メートルほど掘る必要があるというお話だったんですけど、掘るのは2.7メートルかもしれないんですけど、結局長さを聞いたんですけど、そこ

ちょっと答弁がなかったんですけど、それについては今お答えができない状況なんでしょうか。

○議長（神谷直子） 学校経営グループ。

○学校経営G（清水 健） 先ほど深さをお答えしましたが、長さについては、今、資料がございませんのでお答えすることができません。

○議長（神谷直子） ほかに。

[発言する者なし]

○議長（神谷直子） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神谷直子） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（神谷直子） 賛成討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（神谷直子） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第65号 工事請負契約の変更について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神谷直子） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第3 議案第66号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第7回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 議案第66号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第7回）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

第7回補正予算書の7ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ925万9,000円を追加し、補正後の予算総額を196億4,411万

7,000円といったるものでございます。

20ページ、21ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

18款1項1目基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として増額いたすものでございます。

22ページ、23ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

2款1項3目市民活動支援費は、神明町地内のあいち中央農業協同組合所有の土地及び建物と本郷町地内の市所有の土地を交換するための交換差金について、建物評価額に対する消費税分を増額いたすものでございます。

3款2項3目家庭支援費は、いちごプラザの空調設備が故障したため、空調設備の更新に係る工事費を新たに計上いたすものでございます。

10款4項1目幼児教育費は、公立幼稚園における令和7年12月から令和8年3月までの給食提供について、デリバリー方式による給食提供を継続することとなったことに伴い、必要な経費を増額いたすものでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（神谷直子） これより質疑に入ります。

12番、柴口議員。

○12番（柴口征寛） 補正予算書23ページの2款1項2目地域内分権推進事業について伺います。

今回のこの課税関係についてなんですが、当局として、どの段階で認識をして、なぜあの7月の臨時会の時点で整理が行われていなかったのか、その経緯をお聞かせください。

あと、今後、同様の財産交換や取得案件において、税務上のこの確認をどのように徹底していくのか、その再発防止策についてもお聞かせください。

○議長（神谷直子） 財務グループ。

○財務G（平川亮二） まず1点目の経緯についてでございますが、7月臨時会のときにはこの建物評価額に対して消費税がかかるという認識は全くなく、交換差金については消費税がかからないということは認識しておったんですが、そこまでの認識に至ってなかったということでございます。

9月定例会告示日の翌日9月18日木曜日にJA様より電話がありまして、建物部分には消費税がかかるのではないかというお話をいただきました。その後、市から刈谷税務署に問合せをし、今回の案件を説明し、建物部分に対して消費税が課税されるのかどうか、課税されたら課税対象金額は建物評価額でいいのかどうかについて問合せをさせていただきました。翌週月曜日に刈谷税務署から建物の譲渡に対しては課税されること、課税対象額は建物の評価額であること

を確認するとともに、改めて交換差金については課税されないということを確認させていただきました。同日、市からＪＡ様にお電話をし、建物評価額2,900万円に対する消費税290万円を今後の補正予算で計上する旨をお伝えしております。

今後の対策でございますが、今回、土地建物と土地の交換という事務を経験させていただきまして、相手方が法人ですので法人税に関しては確認はしておりましたけど、消費税の建物評価額というところは抜け落ちてたということで、しっかり準備段階でもう少ししっかり調査した上で今後も臨みたいと思います。

○議長（神谷直子）ほかに。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈）3款2項3目の、まず、いちごプラザの空調設備更新工事費についてお聞かせください。

この補正というか、また最終日に上程される、補正予算で上程されることになった理由と、あとこの空調が何年に設置されたものなのか、それからこの空調に関しましては、やはり壊れてから直すでは遅いと思っておりますので、どのような計画で更新のほうをされているのかお聞かせいただきたいのと、あと、今回、空調いつからこれ使えないのか不具合なのかよく分かりませんが、その際の子供たちへの対応はどのようにされていたのかについて確認したいと思います。

それから、10款4項1目の幼稚園維持管理事業の幼稚園給食用食器洗浄等業務委託料、それから賄材料費もそうなんんですけど、これらについては、まずデリバリーが継続になった理由についてお聞かせいただきたいのと、あと、いわゆる今まで学校で作ってたわけですので、幼稚園の給食は。そこに幼稚園分を委託してたっていうことで、その委託料の減額が多少なりともあると思うんですが、それについてはこれまでも、前回も12月までのデリバリー給食費の関係でこのように補正予算上がってるんですけど、前回もそのような減額補正が出てきてない、そして今回も出てきてないということで、なんかよく比較ができないっていうところがございますので、今回そういうものを出していない理由、それから減額費についても教えていただきたいと思います。

○議長（神谷直子）こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸）まず、いちごプラザの空調の関係でございます。

なぜこのタイミングで追加補正を行ったのかっていうことでございますが、9月の上旬、8日になりますが、いちごプラザから二部屋あるうちの一部屋の空調が壊れたという連絡がございました。現場のほうを確認させていただきまして、使えない状態になっていたと。エアコン自体が25年経過しているので、2000年に購入したエアコンになります。代替部品もないということで今回の追加補正で対応をさせていただくと。じゃあ、12月まで待てなかったのかっていうこともございます。ただ、いちごプラザ自体は、乳児を含め未満児の利用が多い施設であることから、いわゆる冬季、冬の時期の暖房機器については、例えばファンヒーターとかヒーターを設置して行

うとなると、やはり多少なりとも危険があるので早めに更新をすべきであろうというようなところで今回追加補正で対応をさせていただいてございます。

壊れてから直すっていうのは遅いんじゃないか、定期的に更新していくべきではないかという御指摘でございますが、やっぱり使えるうちは使いながらも壊れたら更新をしていくっていう方法を今後も取っていくのかなというふうに思ってます。ただ、例えば給食の調理機種とかそういうものについては壊れてしまうと、もう給食の提供とかにも多大な影響を及ぼすというところもございますので、前回、前々回、去年とかもスチームコンベクションとかそういうものについては、もう不調になってなかなかこれは難しいなと思うものについては、もうだましまし使いながら更新を進めていくというような形を取っていきます。ただ、エアコンについては、今回は急に壊れてしまってつかなくなったりすることもありますので、壊れた時点で更新をしたという選択をしているものでございます。

また、今どういうふうに対応しているのだろうかというような御質問だと思います。二部屋あるうちの一部屋は、暑さ、今の時期は多少気候がよくなつて二部屋使えるようなときもございますが、壊れた当初9月の上旬は残暑も厳しい時期でございましたので、その一部屋については使えない状態で対応させていただいてございました。

あと、次が幼稚園維持管理事業の賄材料の件でございます。

1つ目、理由、今回補正をした理由でございます。前回7月の30日に全員協議会のほうで、夏休みに再開することを予定していた給食デリバリー対応の時期の延長について御報告をさせていただいております。こちら申請手続の調整に必要以上の時間を要して、給食の提供再開に少なくとも10月末までの時間がかかるということになったということで、デリバリーの継続を御報告させていただいております。

その後、8月の下旬に、協議がなかなか整わないということを教育委員会のほうからもお聞きしております。それに伴い、港小学校につきましては、年度内の給食提供も難しい、既存の給食棟で給食提供するためには、ちょっと多大な追加工事が必要になるというところの中で、デリバリーを継続するのか、その工事を行うのかというところを検討しました。その際、デリバリーを継続する、工事を行って既存の給食室を提供できる状態にするにしても、来年の9月の給食の提供の再開、新給食室で提供再開するのであれば、令和9年の9月に給食の提供を再開する这样一个スケジュールの中で、デリバリーを継続した形である方向と、その費用をかけて1年後に取り壊す建物に工事費をかけることに対しての費用対効果等も検討した上で、港小学校につきましては、令和9年の9月までデリバリーを継続すること。

ただ、吉浜小学校につきましては、許可出次第、給食の提供が再開できることから、今回補正予算としてはどちらの小学校につきましても令和8年の3月までの費用を計上している。ただ、1か月分、11月分につきましては、その協議をしている中での給食の提供を議会の上程のときに、

この時期に可決をいただいても、いわゆる献立の作成とか発注等に間に合わないということで、11月分につきましては予備費を充用させていただいてございます。

対応につきましては、変更契約、夏休み明けのデリバリーの給食については、入札を行った上で提供業者を決めさせていただいてございます。その単価において、変更の、期間の延長の変更契約をさせていただいております。

○議長（神谷直子） 学校経営グループ。

○学校経営G（清水 健） 小学校の給食調理業務の減額についての御質問ですが、そちらの委託業務につきましてと、あと給食費の減額につきましては3月補正にて減額する予定をしております。4月、7月分につきましては4月8日に協議を行い、4月24日に変更契約を行い、減額をしております。

減額の金額といたしまして、24万8,820円となります。9月から10月分につきましては8月の20日に協議を行っておりますが、変更契約についてはまだ行っておりません。11月から3月までの変更協議等変更契約でございますが、今回の補正予算御可決後に行う予定をしております。

○議長（神谷直子） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） まず、いちごプラザのほうの空調の件についてお伺いしたいんですけど、私は、25年…

○議長（神谷直子） 質疑だけお願いします。

○13番（倉田利奈） 25年経過してるっていうことで、そこで使えるまで使うっていうような御答弁があつたんですけど、ということは計画がないという理解でいいのかどうかの確認と、さすがに25年もたってね、市長、どうなんですかね。この…

○議長（神谷直子） 質疑だけでお願いします。

○13番（倉田利奈） 今後も、だから結局その給食室はさつき多大な影響があるから定期的に更新されるんですかね。だけどそれ以外のものは更新されない。その方針でほかのところも進んでいくっていうことの確認と、あともう一個、気になる答弁がございまして、結局、一部屋については使えない状態で対応してたって言われたんですけど、どう対応されたのかなと思うんですね。やはり乳児さんを二部屋のを一部屋にするってことは、いわゆる密集をするということで、乳児さん特に手が出たりとか、ひっかいちゃったりとかいろんなことがあるもんですから、なかなかちょっとよろしくない、環境的によろしくないのかなと思うんですけど、どのように対応されていたのかということと、私はやはり、それも多大な影響では…

○議長（神谷直子） 私じゃなくて質疑でお願いします。私の意見じゃなくて質疑でお願いします。

○13番（倉田利奈） それは多大な影響だと思うんですけど、市としては、そこは多大な影響ではないという判断なのかなっていうところの確認もお願いしたいと思います。

それからもう一個なんですが、給食に関するこことなんですが、9月9日まで港小についてはデリバリーをされるっていうことなんですが、結局ずっとこれ延びてきてますよね、デリバリーが。これ保護者にはどのようにお伝えされてるのかなっていうのと、あとこれ吉浜小学校はもう、なんていうんですかね、結局工場扱いに、地域を工場扱いにして特例を多分起用するという形になるかと思うんですけど、たしか県の審査会のほうにこれ多分審査会にも通らないといけないと思うんですけど、そうなってくるともうこれ年度末になってくると、今10月ですよね、あつという間にこれ3月来ちゃうんですよね。このデリバリーの給食にしないといけないっていうのが分かったのが、たしか今年の1月末でもう1年になるんですよね。そういうことから考えると、なかなかこれ全然県のほうの対応が進んでないのかなっていうのと、あと、審査会がいつ、この年度内に行われるのかなっていうのがすごく心配で、そこに向けて申請をしていかないと、多分来年度の給食、吉浜幼稚園間に合わなくなると思うんですよね。その確認をしたいと思います。お願ひします。

○議長（神谷直子） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） 25年経過したエアコン、いちごプラザの件でございます。更新するような機器の更新の計画はないのかというお問合せでございますが、まだないというのが実情でございます。

給食のほうは定期的に更新しているはず、説明だとそういうふうに受け取れるんですがっていう御質問でしたが、給食のほうも使えるうちは使うというような形の中で、大規模改修に合わせて経年が長いものについては取り替えるというような形で計画はしてございましたが、その大規模改修が延びてる中で不調を来しているものについては随時交換をしていくというような形で対応してございます。

2つ目ですね。いちごプラザの一部屋しか使えなくて密集しているから、なかなかそれも環境的によろしくないのでという御質問でございます。

実際に使える部屋が一部屋しかない中で、どのような対応をしたのかってここまでちょっと具体的に今時点では把握してお答えするというのはなかなか難しいんですが、その利用の状況をいちごプラザのほうで調整をして運営をしているというふうに考えてございます。

次に、給食の件でございますね。9月9日って言われましたが、令和9年の9月ですので、だいぶ先になるんですけども、保護者についてどのようにお伝えしているのかということでございます。保護者につきましては、この前全員協議会で御提示させていただいた後に、8月の上旬に、給食は10月31日まで延びますよということでアナウンスのほうをさせていただいております。今日この補正のほうが御議決いただいた後に、今日御説明したような時期が延びたということにつきましては、改めて御説明をさせていただく予定でございます。

県の審査会が許可を得るには必要ではないだろうかというような御質問でございます。いわゆ

る建築審査会のことをおっしゃっているのかなというふうに思いますが、実はこの建築基準法48条の手続において、学校の給食棟の給食の提供につきましては、例外措置がございまして、いわゆる一定の基準を満たしているものであれば建築審査会を経なくてもいいというような形で、その代わりその一定の基準をクリアするためのすり合わせを愛知県と行っていると。その関係で県内で、いわゆる自校方式で給食を提供しているような学校がないっていうような中で、愛知県としても初めてのケースっていうような中で、その調整に時間がかかっているというふうに考えております。

○議長（神谷直子）ほかに。

[発言する者なし]

○議長（神谷直子）質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神谷直子）御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（神谷直子）賛成討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（神谷直子）討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第66号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第7回）について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神谷直子）起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

再開は2時20分

午後2時16分休憩

---

午後2時20分再開

○議長（神谷直子）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 意見案第1号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

11番、鈴木勝彦議員。

[11番 鈴木勝彦 登壇]

○11番（鈴木勝彦） 御指名をいただきましたので、意見案第1号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）につきまして、提案説明させていただきます。

なお、案文の朗読をもって説明に代えさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）。

未来を担う子どもたちが夢や希望を持ち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成に向けて、日々真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子どもたちを取り巻く教育課題は依然として解決されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人一人に応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなど課題にも直面している。本年度は、政府予算において、小学校における教科担任制の拡充や中学校における生徒指導担当教師の配置拡充のために、教職員定数改善が盛り込まれた。しかし、中学校における少人数学級の推進については、中学校35人学級への定数改善に向けた具体的な方針が示されたものの、教職員定数改善計画は示されておらず、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては不十分なものであると言わざるを得ない。少人数学級は、地域・保護者からも一人一人の子どもにきめ細やかな対応ができるという声が多く聞かれる。山積する課題に対応し、全ての子どもたちに行き届いた教育を行うためにも、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって、貴職においては、来年度の政府予算編成に当たり、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率の2分の1への復元に向けて、十分な教育予算を確保するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年10月23日。高浜市議会。

なお、提出先につきましては、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣であります。

よろしくお願ひいたします。

皆さんの賛同をいただきて提出させていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

[11番 鈴木勝彦 登壇]

○議長（神谷直子）これより質疑に入ります。

[発言する者なし]

○議長（神谷直子）質疑もないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（神谷直子）賛成討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（神谷直子）討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見案第1号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神谷直子）起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（神谷直子）以上をもって、本定例会に付議されました案件全部を議了いたしました。

市長挨拶。

市長。

[市長 杉浦康憲 登壇]

○市長（杉浦康憲）大変お疲れさまでした。

令和7年9月高浜市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る9月25日から本日10月23日までの29日間にわたり、私どもから提案させていただきました議案12件及び認定8件につきまして、全案件とも原案のとおり御可決あるいは御認定を賜り、御報告につきましても、お聞き取りを賜りありがとうございました。

審議の過程でいただきました御意見、御要望に関しては、今後の執行の参考とさせていただきます。

さて、私は9月より市長となり、今までの議員からではなく、当局側の立場として見ることになりました。たしかに今後は厳しい財政運営が見込まれます。しかし、これは少なくとも私が議

員になった10年前から決して楽な財政状況を感じたことはなく、それでも当時から当局、議員が議案を精査し、高浜市民の幸せの生活のために進んできたと思います。

過去の議案を見れば、たらればを考えることもありますが、それは当時には必要性があったことでしょう。過去の積み重ねがあり、今の高浜市があります。

たかはま一心、心を一つに。そしてまちを一新。過去に学びながら、とらわれることなく、このまちを進める。

議員の皆様におかれましては、市政発展のため一層の御指導、御鞭撻を賜りますことをお願い申し上げまして、閉会の挨拶と代えさせていただきます。お疲れさまでした。

〔市長 杉浦康憲 降壇〕

○議長（神谷直子） これをもって、令和7年9月高浜市議会定例会を閉会いたします。

去る9月25日の開会以来、本日までの29日間の長期間にわたり、議員各位には、始終御熱心に御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

本日ここにその全案件を議了いたし、閉会の運びとなりましたことに対し、厚くお礼を申し上げ、閉会の言葉といたします。

午後2時28分閉会

---